

文教委員会会議記録

文教委員会委員長 佐藤 ケイ子

1 日時

令和8年7月1日（水）

午前10時0分～午後4時47分

（休憩 午前11時23分～午前11時39分、午後0時7分～午後0時8分、
午後0時8分～午後1時1分、午後1時9分～午後1時16分、
午後3時7分～午後3時8分、午後3時18分～午後3時34分）

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

佐藤ケイ子委員長、村上貢一副委員長、佐々木茂光委員、佐々木朋和委員、
菅原亮太委員、小西和子委員、名須川晋委員、高橋但馬委員、斉藤信委員、
小林正信委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

高橋担当書記、菊地担当書記、大内併任書記、戸塚併任書記

6 説明のために出席した者

（1）教育委員会

佐藤教育長、松村教育局長兼首席服務管理監、駒込教育次長兼学校教育室長、
金森教育企画室長、石川教育企画推進監兼服務管理監、
工藤教育企画室予算財務課長、山崎教育企画室特命参事兼学校施設課長、
大村学校教育室学校教育企画監、佐々木学校教育室義務教育課長、
亀山学校教育室高校教育課長、田山学校教育室高校改革課長、
佐々木学校教育室産業・復興教育課長、藤原学校教育室特別支援教育課長、
菊池学校教育室生徒指導課長、菊地教職員課総括課長兼服務管理監、
熊谷教職員課小中学校人事課長兼服務管理監、
岩渕教職員課県立学校人事課長兼服務管理監、
熊谷保健体育課総括課長、藤井生涯学習文化財課総括課長

（2）ふるさと振興部

内城副部長兼ふるさと振興企画室長、木村学事振興課総括課長

（3）文化スポーツ部

菊池文化スポーツ部長、熱海副部長兼文化スポーツ企画室長、三ヶ田参事、
鈴木文化スポーツ企画室企画課長、田内スポーツ振興課総括課長、
和田文化振興課総括課長

7 一般傍聴者

6人

8 会議に付した事件

(1) 教育委員会関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和8年度岩手県一般会計補正予算(第2号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第1項 教育総務費

第3項 中学校費

第4項 高等学校費

第5項 特別支援学校費

イ 議案第8号 県立学校授業料等条例の一部を改正する条例

ウ 議案第15号 岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校校舎新築(電気設備)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

エ 議案第17号 財産の取得に関し議決を求めることについて

オ 議案第18号 調停の申立てに関し議決を求めることについて

カ 議案第19号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

(請願陳情)

受理番号第94号 ゆたかな学びの実現、定数改善及び義務教育費国庫負担率2分の1の復元を求める請願

(2) ふるさと振興部関係審査

(議案)

議案第1号 令和8年度岩手県一般会計補正予算(第2号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第9項 私立学校費

(3) その他

次回及び次々回の委員会運営について

9 議事の内容

○佐藤ケイ子委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

なお、本日は文化スポーツ部関係の議案等の審査はございませんので、文化スポーツ部職員に対する委員会への出席要求は行っておりませんが、文化スポーツ部から岩手県公会堂保存活用計画（素案）の策定についてほか1件について発言を求められております。そのため、ふるさと振興部関係の審査終了後、文化スポーツ部職員を入室させ、発言を許したいと思っておりますので、あらかじめ御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第1号令和8年度岩手県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち教育委員会関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○金森教育企画室長 議案第1号令和8年度岩手県一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案（その1）の8ページを御覧願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の補正額は、第10款教育費の補正予算額7,128万円余のうち、第9項私立学校費を除く、第1項教育総務費から第5項特別支援学校費までの合計4,700万円余を増額しようとするものであります。

その主な内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、事業ごとの補正額については省略させていただきますので、御了承願います。

それでは、お手元の予算に関する説明書の39ページを御覧願います。第10款教育費、第1項教育総務費のうち第1目教育委員会費の委員会運営費は、県立南昌みらい高等学校体育館新築工事の工事契約解除に伴う矢巾町への損害賠償請求に係る調停の申立てに要する経費について所要額を補正しようとするものであり、第4目教育指導費の高等学校等教育改革推進事業費は、県立高等学校における教育の改革を推進するため、技術革新、産業構造の変化を踏まえた人材育成の先導的な取組を行う拠点校創出のための体制構築に要する経費について所要額を補正しようとするものであります。

次に、40ページを御覧願います。第10款教育費、第3項中学校費、第2目学校管理費の学校給食物価高騰対策等支援費補助、41ページ、第4項高等学校費、第3目定時制高等学校管理費の学校給食物価高騰対策等支援費補助、42ページ、第5項特別支援学校費、第1目特別支援学校費の学校給食物価高騰対策等支援費は、いずれも食材高騰に伴う学校給食費の値上げ分について、県立中学校、定時制高等学校及び特別支援学校における給食費の値上げに対する支援を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ろうとするものであり、特別支援学校の小学部は令和8年4月から令和9年3月までの1年間、その他については令和8年4月から令和8年9月までの上半期分の給食費について、令和4年4月からの値上げ幅分を基に算定した額を支援するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 県立南昌みらい高等学校体育館新築工事の問題について、調停の申立ては、別に議案が出ていますので、その際に集中して議論したいと思います。

39 ページの高等学校等教育改革推進事業費について、4校申請し、2校採択されたと聞きましたが、これについて、どのような内容か示してください。

○田山高校改革課長 高等学校教育改革推進事業費の内容でございますが、昨日情報提供させていただきましたが、先導拠点校として4校申請いたしまして、2校採択になりました。

今回の予算につきましては、先導拠点校の事業を進める上での体制整備を行おうとするものでございまして、先導拠点校に事務的な補助を行う会計年度任用職員を配置する、あるいは今後教育改革の実行計画を策定することになっておりまして、そちらの知見のある民間の団体に調査分析等の委託経費などを盛り込んでいます。

○斉藤信委員 私が聞いたのは、どのような内容の高校改革かということです。4校申請して2校採択になったということですが、採択されなかった2校の見通しはどうか。

○田山高校改革課長 失礼いたしました。これはもともと国で類型が3つ設けられております。類型1がアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成ということで、専門高校強化、類型2が理数系人材の育成で、類型3が多様な学びの場の確保ということで、グループが分けられております。

本県としては、類型1に県立黒沢尻工業高等学校と県立盛岡農業高等学校、類型2に県立盛岡第三高等学校、類型3に県立杜陵高等学校を提出したところでございます。今般採択されましたのは、類型1の2校——県立黒沢尻工業高等学校と県立盛岡農業高等学校でございまして、県立黒沢尻工業高等学校につきましては半導体人材の育成を強化しようというものでございます。それから、県立盛岡農業高等学校につきましては、特にスマート農業に関する教育を強化しようとするものでございます。

残念ながら、県立盛岡第三高等学校と県立杜陵高等学校につきましては採択されませんでしたが、全国でもかなり厳しい状況でございまして、全国で4割程度しか採択されなかったのですけれども、これにつきましては再申請できるということになっております。文部科学省から、このような点をもう少し強化すればという話が今後詳しく聞けることになっておりますので、そういった情報や、あるいは全国で採択された学校の状況なども分析しながら、再申請に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 頂いた資料を見ますと、県立黒沢尻工業高等学校の半導体実習施設整備と小型半導体製造装置整備の申請額は29億3,200万円、県立盛岡農業高等学校の申請額は8億1,300万円ですが、この申請額も採択されたと受け止めてよろしいのか。

あと、県立黒沢尻工業高等学校については半導体を学ぶ学科を来年度申請するということですが、そうした場合に、これは学科改編ということになるのか。恐らく学科が増えると

いうことはないと思いますが、学科改編の見通しも併せて示してください。

○**田山高校改革課長** 二ついただきました御質問のうち、申請額につきましては県立黒沢尻工業高等学校が29億3,200万円、県立盛岡農業高等学校については8億1,300万円になっておりまして、こちらにつきましては、事業費が満額認められるかはまだ分からない状況でして、今後その調整がある可能性もございます。その辺についても、今後文部科学省とやり取りをすることになっております。

それから、県立黒沢尻工業高等学校につきましては、御紹介がございましたとおり、来年度から半導体工学科を設置して取り組んでいくことになっておりまして、これは現在の材料技術科を改編するものです。

○**斉藤信委員** 文部科学省のこのようなやり方は、やはり問題があると思います。一部の高校に限って投資して強化する。全体とすれば底上げにならないという、差別と選別のような中身ではないかと私は思います。同時に、ある予算は使うべきだということも一つの論理で、全てに反対するわけではないのですけれども、今回、高校改革の先導拠点校として2校が採択され、採択されなかった2校は今後再申請もあり得るということで、4校分の高校改革支援員の配置、パソコン等の配備となっていますが、これは再申請の高校も含めて予算計上したということでもいいですか。

○**田山高校改革課長** 予算案を提出したときは、まさか二つ落ちると思いませんでしたので、4校分計上させていただきました。今回再申請も可能となりましたので、再申請する2校分も含めて、計4校分を今回計上させていただくものでございます。

○**斉藤信委員** 次に、予算に関する説明書の40ページ、県立一関第一高等学校附属中学校の学校給食費の補助について、30万6,000円は牛乳給食の補助だと思います。学校給食は教育の一環で、県立一関第一高等学校附属中学校が、学校給食を実施しないということ自体がいびつだと思うのです。小学校の学校給食の無償化が今年の4月から始まり、行く行くは中学校の学校給食の無償化という課題になります。そうしたときに、県立一関第一高等学校附属中学校は給食がなく、無償化になっても、その恩恵にあずからない。これは深刻な矛盾です。

県立一関第一高等学校附属中学校は、完全給食の導入を検討しているのか。私はやるべきだと思うけれども、その点はどうなのでしょう。

○**佐々木義務教育課長** 県立中学校の給食の導入につきましては、完全給食の導入を検討するために、昨年度から現地調査を複数回行い、給食の搬入や保管、配膳に必要な工事など、施設整備面における課題について把握し、実施可能な方向性を探っているところでございます。

○**斉藤信委員** 昨年度から実施を目指して検討を始めたということで、県立一関第一高等学校附属中学校だけが牛乳給食という現状を真剣になって打開、解決していただきたいと思います。中学校の給食が無償化になったときに、その矛盾が現れ、生徒の権利を侵害することになります。学校給食は教育の一環ですから、ぜひ早期の実現に向けて取り組んでいた

だきたい。

あと、特別支援学校の学校給食費の補助は 801 万 8,000 円。特別支援学校の場合は、奨励費というものがありましたね。これは、前に議論したときは、奨励費を優先し、不足する分を今度の補助で行うという話でしたけれども、今回はどのようになったのですか。

○**工藤予算財務課長** ただいまの御質問でございますけれども、奨励費のほかに当初予算案に計上した支援金がありまして、それを除いた分が自己負担というか、保護者負担になっておりますけれども、その分について今回物価高騰対策ということで、100%の支援になるというような状況でございます。

○**斉藤信委員** その内訳を示してください。

○**工藤予算財務課長** 内訳の単価で示しますと、小学部につきましては、区分 1、2、3 と奨励費が分かれておりまして、区分 1 は全額奨励費、区分 2 は 7,156 円に対して半額が奨励費で、抜本的負担軽減が 2,022 円となっております、残りの物価高騰対策支援分が 1,556 円、また、区分 3 につきましては、抜本的負担軽減が 6,200 円で、残りの 956 円が物価高騰支援というような形でございます。

また、中学部、高等部につきましては、7,156 円のうち、区分 1 は全額奨励費、区分 2 は半額が奨励費で、残りの物価高騰対策支援分が 2,289 円、保護者負担分が 1,289 円となっております。区分 3 は全額保護者負担分になっておりますので、そのうち物価高騰対策支援として 2,289 円というような形でございます。

○**斉藤信委員** 分かりました。これは小学校もそうなのですけれども、平均すると岩手県全体で基準額の 5,200 円を超える。2 年前の食材料費で算定するからこうなるのです。毎年のように物価が上がるというときに、このシステムを変えないと、実際の学校給食費の負担は必ず発生する仕組みになると思うのです。学校給食費の無償化は、実際の価格をきちんと補填するような制度にすべきだと思いますけれども、県は文部科学省に対してどのように要望し、文部科学省は、この平均価格と実際の価格のずれをどのように解決しようとしているのか示してください。

○**工藤予算財務課長** 国に対する要望の中で、全額国による負担ということを本県からは求めておりまして、そのような回答はもらってはおりませんけれども、いずれ国の責任でしっかり支援していただくよう、引き続き要望してまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** 終わります。

○**佐々木朋和委員** 斉藤信委員から県立一関第一高等学校附属中学校の話がありまして、いつも取り上げていただいてありがとうございます。私も、学校給食についてお聞きしたいのですが、県、市と協議会等をつくって実現に向けた動きもあると、PTAの皆さんからも聞いておりました。PTAの皆さんの思いとしては、搬入口がないなどといった建物的な課題で止まることなく、例えば弁当方式など、できるところから始めてほしいという思いもあるようです。そのような動きについて、県教育委員会は把握しているかどうか、教えていただければと思います。

○佐々木義務教育課長 先ほど申し上げましたこれまでの調査では、主にハード面のところを確認し、その課題が大きいことが明らかになっております。しかしながら、様々な形で段階的に実施するという事も検討の一つだと考えておりまして、今後校長と協議した上で、それから一関市教育委員会ともいろいろ連絡を取り合うということで進めております。

P T Aの動きは把握できていませんが、今度学校と話をする際に、その辺りも伺いたいと思っております。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。ハード面にとどまらず、ソフト面の検討も始まったということで、大変ありがたく思います。

P T Aの皆さんと話をする、県立一関第一高等学校附属中学校は唯一の県立中学校ということで、一関市から少し距離もあって、そういった部分でなかなか、給食のこともそうですけれども、部活動についても、地域部活動に移行して、一関市からは各市立の中学校には地域部活動の補助はあるけれども、県立の一関第一高等学校附属中学校にはないといった課題もあるようでございました。県立という部分では、ぜひ地元の一関市と協力をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○佐藤ケイ子委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第8号県立学校授業料等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○工藤予算財務課長 それでは、県立学校授業料等条例の一部を改正する条例案について、条例案の概要に基づき御説明いたします。

1の改正の趣旨でございますが、この条例は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

次に、2の条例案の内容でございますが、法改正により高等学校等就学支援金に係る所得制限が撤廃されたことに伴い、保護者等の収入状況に関する事項の届出が不要となったことから、授業料及び通信制受講料の納付が必要となる者から、当該届出により高等学校等就学支援金の支給を受ける資格がないとされたものを除こうとするものであります。

次に、3の施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行し、併せて所要の経過

措置を講じようとするものであります。

説明は以上となります。御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 この条例案の中身で、保護者等の収入状況に関する事項の届出が不要になったというところまではよく分かるのです。授業料及び通信制受講料の納付が必要となる者は基本的にいないはずなのだけれども、納付が必要となる者から、当該届出により云々と書かれていて、すごく分かりにくい文章ですが、どういうことですか。

○工藤予算財務課長 簡単に申しますと、今回所得制限が撤廃されたので、制限を撤廃するという中身でございます。外国籍の方で移住の意思がない方という制限が外れますので、このような表現になっておりますが、基本的には制限が撤廃されるという大前提によるものかと思えます。

○斉藤信委員 そうすると、外国籍の生徒は対象にならないということですね。諸外国ではそういうことはないのだと思うのです。例えば日本の子供たちが外国で学んでいるときに、給食費は無償だが、日本人は給食費を取りますといったようなことは、諸外国ではあまりないのだと思う。このやり方はひどいのではないですか。世界の状況を含めて示してくれますか。

○工藤予算財務課長 外国籍の方で、日本に定住見込みのない生徒ということで、日本に定住する意思がない方という制限が外れたのですが、今回の経過措置で、定住する意思のない方であっても、在校生については、別の予算補助事業で給付制度の対象となっております。新入生については、一定の収入額——910 万円でございますけれども——それ未満については補助の対象で、それ以上の高額所得の方は支援がないという形になっております。

それから、世界の状況については、手元に資料がないので、答弁できない状況でございます。

○斉藤信委員 今の答弁だと、高額所得者の外国人の子供は授業料が必要になるが、所得制限があるということですか。

○工藤予算財務課長 外国籍の方で、定住する意思のない生徒の場合でございます。その場合は、旧制度の適用が残ってしまして、910 万円という所得制限がありますので、所得が 910 万円以下の在校生は旧制度で支援しますが、新入生については別の予算補助メニューで支援するという形です。新入生で、所得が 910 万円以上の日本に定住する意思のない生徒については支援がないということでございます。

○斉藤信委員 県内の県立学校の授業料ということになりますけれども、県立学校に通う生徒で、いわゆる外国籍の生徒はどのぐらいいるのか。そして、今回の条例改正で、日本に定住する意思がない——どうやって判断するのかよく分かりませんが——所得が 910 万円を超える外国人の生徒というのはどのぐらい県内にいるのか、全体を示してくれますか。

○工藤予算財務課長 現在の状況でございますが、令和 7 年度から引き続き在学している

生徒は——高校2年生、3年生でございますけれども——8名おりまして、新入生については6名を想定しておりますが、現在この6名の具体的な内容については調査中でございます。昨年度は中学校3年生——今年3月の段階で高校に行く予定という生徒が6名いたので、合わせて14名が対象になるということを把握しております。

○**斉藤信委員** 全体としては、この条例に賛成しますけれども、一部外国人を同等に扱わないことは大問題だと思います。これは排外主義にも当たるような差別ではないか。日本人が外国で、例えば親の仕事とかいろいろな形で学んでいるときに、このような差別はないのだと思うのです。そのことは指摘しておきたいと思います。

○**佐藤ケイ子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第15号岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校校舎新築（電気設備）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**山崎特命参事兼学校施設課長** 議案第15号岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校校舎新築（電気設備）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その2）の51ページをお開き願います。あわせて、お手元に配付しております資料を御覧願います。資料1ページ、2、内容を御覧願います。1、工事名は、岩手県立宮古商工高等学校及び岩手県立宮古水産高等学校校舎新築（電気設備）工事でございます。

2、工事場所は、宮古市磯鶏三丁目地内（宮古商工高等学校商業校舎敷地内）です。

3、設計金額は16億490万円、契約金額は15億1,030万円であり、請負率は94.1%です。

4、請負者は、南部電気工事株式会社・高畑電気株式会社・新興電気株式会社特定共同企業体であります。

5、工事概要は、県立宮古商工高校と県立宮古水産高校を同一敷地内に合築整備する校舎新築に係る電気設備工事一式であります。

6、工期は698日間で、令和8年度から令和10年度までの3年間で行うものであります。

3、入札経過等につきましては、3 ページ以降に入札結果説明書及び入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

資料の 2 ページ、4、その他関連工事等ですが、電気設備工事と同日に開札を実施した空調設備工事及び衛生設備工事の 2 件については、入札が不調となったため、再公告を行い、9 月定例会に契約議案を提案する予定としております。

なお、両工事とも 6 月 5 日に公告し、7 月 14 日開札の日程で入札を執行しておりましたが、衛生設備工事については入札公告の内容に誤りがあったことから、一旦入札を取りやめ、改めて 6 月 29 日に再公告を行い、7 月 31 日に開札を行うこととしております。これに伴う請負契約締結時期に変更はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 電気設備工事の請負契約が今回出されているのですけれども、一体で取り組むべき空調設備工事、衛生設備工事が入札不調になったということで、これは全体として工事の進捗に影響を与えるのではないかと思いますのです。例えば電気工事については工期が 698 日間、令和 8 年度から令和 10 年度までと、3 年ぐらいの大変長い工期になっているのですが、普通は大体長くても 2 年以内ですよ。これだけ長い工期にした理由は何なのか。

あと、入札不調となった具体的な理由は何なのか。説明の中にありましたけれども、入札公告の内容に誤りが判明したことから、改めて再公告ということで、6 月 29 日というのは、つい先日ですよ。その理由を示してください。

○山崎特命参事兼学校施設課長 まず、全体としての工期についてでございますけれども、今回契約する工期の 698 日間につきましては、これは当初設備工事として想定していた期間でございます、建築工事と併せまして令和 10 年 5 月末までの工期ということで想定していたものでございます。

今回入札不調となりました空調設備工事と衛生設備工事につきましても、基本的には同じ 700 日程度の期間が必要ではないかと想定されますので、そうなりますと令和 10 年 9 月上旬ぐらいまでの工期になると想定しております。

全体といたしましては、いずれ当初令和 10 年 5 月末までの工期ということで計画しておりましたので、今回の入札不調による工期延長の影響が最小限になるように調整してまいりたいと考えておりますが、全体の工期が今回の入札不調により、やや後ろ倒しになるという影響は否めないと考えております。

それから、入札不調の要因でございますけれども、今回の入札公告については令和 8 年 3 月に行いまして、その時点の県の最新の単価を用いて計算して予定価格を定めたところでございますが、業者とも話をして内容分析をしてございましたけれども、4 月に入りまして空調機器、厨房機器等のユニット製品、それから建設資材がやはり大幅に値上がりしたということで、当初の設計予定価格での施工が難しい状況になったということが要因でございます。

それから、今般再公告に当たって公告誤りということでございますけれども、これにつきましては、実は単純な事務処理のミスでございまして、内容としましては、今回入札は総合評価方式ということで、価格だけではなくて、その他の要素も含めて落札者を決定するものなわけですが、その総合評価の基準の記載の表現に誤りがあったということがございました。具体的に申しますと、作業の効率化及び工程管理の工夫について技術提案をいただくものだったのですが、作業の効率化という言葉が工期の遵守または短縮のための工程管理の工夫という文言になっておりまして、趣旨としては変わらないのですが、本来出すべき文言に誤りがあったということで、再公告させていただいたものでございます。

したがって、入札、開札の日は少し後ろに倒れますけれども、9月定例会に提案するという全体のスケジュールへの影響はないと考えております。

○**斉藤信委員** 中東危機——2月28日にアメリカ、イスラエルがイランを攻撃したことによる急激な資材高、資材の供給不足というのは4月、5月に発生し、恐らくそういう影響をもろに受けたのではないかと思います。今後も落ち着く見通しはまだないのです。その点で、建築工事は進んでいるのだと思うのだけれども、実は資材がさらに今後も高騰した場合に、これは公共事業ですから、それに見合うような請負契約の変更というのでしょうか、そういうことは織り込み済みなのか、最後にお聞きしたいと思います。

○**山崎特命参事兼学校施設課長** 今回の中東情勢の影響が今後どの程度続くのか、それによる物価高騰等がどの程度上がっていくのかということは見通せないところでございますけれども、今回工事の単価に基づいて契約をいたしますが、物価スライドということで、実際にその物価高騰の状況を勘案しながら、必要に応じて契約変更していくということになろうかと思いますので、ルールに沿って対応してまいりたいと考えております。

○**佐藤ケイ子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第17号財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**山崎特命参事兼学校施設課長** 議案第17号財産の取得に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その２）の 53 ページを御覧願います。あわせて、資料を御覧願います。取得する目的等でございますが、指定避難所に指定された県立学校 34 校における冷暖房の用に供するため、移動式エアコンを各校 2 台ずつの計 68 台を取得しようとするものでございます。

取得予定価格は 7,389 万 9,320 円、契約方法は一般競争入札であり、契約の相手方は北良株式会社でございます。取得の方法は、買入れでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 18 号調停の申立てに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○山崎特命参事兼学校施設課長 議案第 18 号調停の申立てに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

当該議案は、議案（その２）の 54 ページにございますが、お手元にお配りしております資料により説明させていただきます。

1 の提案の趣旨ですが、県立南昌みらい高等学校体育館の整備について、相手方と協議を重ね、設計図面を確定させた上で、経費の負担割合等を定めた覚書を締結し、当該体育館の建築に係る工事請負契約 3 件を締結したものの、その後、相手方が当該覚書に基づく経費の負担を拒絶し、工事の着工の見通しが立たなくなったことから、県は工事請負契約の解除をし、業者に対して 5,888 万 5,970 円の損害賠償金を支払ったものです。

さらに、相手方は、設計図面に基づく整備及び覚書に基づく経費負担を一貫して拒絶し、当該設計図面に基づく整備が不能となったことから、県は支払済みの設計委託料 9,846 万 6,500 円相当の損害を被ったものです。

相手方に対して、これらの損害の賠償を請求しましたが、相手方はこれに応じないことから、民事調停を申し立てるため、議会の議決を求めようとするものです。

2、申立人及び申立ての相手方ですが、申立人は岩手県、申立ての相手方は矢巾町です。

3 の申立ての内容ですが、申立人は、相手方に対し、損害賠償の額 1 億 5,735 万 2,470 円及び遅延損害金を支払うよう調停を求めるとするものです。

4の調停遂行の方針ですが、調停において損害の賠償を受けるため適当であると認められる場合は、相当の条件で合意しようとするものです。また、調停において目的を達成することができない場合または必要があると認められる場合は、訴えを提起しようとするものです。

2ページ以降には、参考項目を記載しております。まず、調停について。調停とは、裁判所が当事者の間に入って話し合いを進め、問題の解決を図る手続となります。手続の流れを枠組みに記載しておりますが、裁判所では、調停が申立てられると、通常裁判官1人と調停委員2人から成る調停委員会が構成され、調停期日が指定されます。調停期日では、調停委員会は当事者双方の意見を聞き、お互いに納得できるような解決案を提出し、当該解決案に双方が合意すれば調停成立となります。反対に、当事者の双方または一方が解決案に納得できず合意に至らなかった場合は、裁判所が適当と認める解決の内容を示す調停に代わる決定または調停不成立にて調停は終了します。

次に、損害賠償請求以降の主な経過ですが、本年2月18日に覚書を解除するとともに、矢巾町に対し、損害賠償請求を書面で行ったところ、3月23日に町から損害賠償請求に応じることはできない旨の回答を受領しました。

また、3月31日に生徒のバス移送経費について清算協議に応じるよう町に対し通知をしたところ、4月13日に町から清算協議に応じることはできない旨の回答を受領しております。

今後の想定スケジュールですが、本議案について議決いただきましたら、7月中旬に弁護士と調停申立てに係る委任契約を締結し、8月に盛岡簡易裁判所へ調停を申し立て、2か月後の10月頃に第1回目の調停期日が開かれることを見込んでおります。その後月1回のペースで3回程度の期日が設けられることが一般的ということで、来年の3月頃までには調停成立または訴訟提起に進むことを想定しております。

なお、調停遂行状況につきましては、適宜当委員会において報告させていただくこととしております。

最後に、県単独による体育館新築工事の進捗状況等についてですが、本年3月に設計業務を公告し、4月に教職員及び1年生の保護者を対象とした整備方針等の説明会を開催しています。

公募の結果、5月に久慈設計と設計業務契約を締結しまして、改めて今後の整備方針等をPTAへ説明するとともに、全校生徒の保護者へ資料を配付しております。

設計後、来年度から建築工事に入りまして、令和10年度中の供用開始に向けて整備を進めているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 委員長に先にお願ひしたいのですけれども、矢巾町長が4月14日に自治会長を集めたコミュニティ会長会議で説明した資料の要旨のようなものがあります。これを

委員の皆さんにお配りしたいのですが、よろしいでしょうか。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの斉藤信委員からの申出について、委員に配付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。

それでは、事務局に配付させます。

〔資料配付〕

○斉藤信委員 今お渡しした資料は、4月14日に町内会長を集めた会議で、矢巾町長が南昌みらい高等学校体育館整備問題について説明した概要です。

(1)は、事実の経過ですから、誤りはありません。

(2)は、事業の経緯ということで、ここからは一方的な矢巾町の見解になってしまうのです。例えば令和6年5月30日に覚書を締結しました。覚書には具体的事項の規定がなく、詳細な内容を明記した協定書や契約書を取り交わすことなく、建設工事が発注になったものです。

そして、(3)、双方の見解というのも、矢巾町なりの見解をここに並べているということで、私はやはりこの問題は放置できないと思います。これから調停に入るにしても、こういう説明をし、町民に誤解を広げる中身なので、しっかりした説明を県教育委員会としてもすべきではないかと思っております。

そこで、前提となる問題について幾つかお聞きしたい。一つは、矢巾町がこの損害賠償請求に対応しないという理由はどういうものですか。

○山崎特命参事兼学校施設課長 矢巾町から、損害賠償には応じないというようなことで回答があったのですが、その中で言われているのは、この覚書については法的拘束力がない、したがって矢巾町としてそれに応じる義務はないという内容でございます。

○斉藤信委員 今の話だと、まさに根本が問われる。覚書というのは、通常契約と同じで、これがある意味業界では常識です。これは、矢巾町の町議会の中でも、業者の方はそういう認識をしているのです。覚書というのは、契約と同じで法的拘束力がある。そういうことで断っているということだけではないのだと思います。矢巾町長の説明も、こういう言い方をしているのです。結局覚書は結んだけれども、覚書には具体的な土地の利用手続や申請手続、建設費用、運営費用、リスク分担など、重要事項については何も決定されない。協定や契約書を締結するべきである。これが恐らく彼らの一番の言い分だと思います。

しかし、2年半にわたって細目をずっと協議してきた。負担割合から、工事費の問題から、見直しも含めて。今日出された経過の中に、それが全部書かれているのですけれども、私は覚書というのは、そういう2年半の協議を踏まえて、教育長と町長それぞれが代表して署名、捺印したということですから、私は覚書には具体的なことが明記されていないという、そのような話ではないのだと思います。細目はずっと2年半にわたって協議して、確認して、これは進められてきた。

もう一つ、協定書が結ばれないと言うのだけれども、常任委員会でも議論されて、工事概要書というものを最終的には整理して出したのです。これは基本的には協定書に準ずるような中身です。この間の協議をまとめたような中身で、この経過の中にも書いていますけれども、当時担当していた矢巾町未来戦略室は、この中身で了解ですという回答もこの経過の中には書かれているのです。

ただ、この経過の中で矢巾町未来戦略室がこの回答をしたときには、矢巾町の担当が総務課に変わっていた。矢巾町の未来戦略室が担当を変えられたことが分かってなかった。こういうクーデター的な矢巾町の展開が、私はここから始まったと思うのです。総務課に所管が変わったというところに大変重大な変質が私はあったのだというように思います。今まで交渉の対象となった矢巾町の未来戦略室は、県のまとめた中身で了解ですと答えていたということは、私は大変大事な点だったというように思います。

そこで、今住民団体の方々が矢巾町、そして県教育委員会の双方に、この間の経過の説明を求めるといふ、そういう説明会みたいなものを開催する予定があります。そういう住民団体から要請があったら、県教育委員会はきちんと地元住民にこの間の経過、問題点、なぜ県教育委員会が1億5,000万円余の損害賠償請求をするに至ったかを説明するべきです。これは、本当に重大なことなのです。岩手県が矢巾町に対して1億5,000万円の損害賠償を請求するというのは、尋常なことではないのです。だから、それだけのことから、きちんと住民に、私は県教育委員会として説明すべきだと思いますが、いかがですか。

○山崎特命参事兼学校施設課長 ただいま斉藤信委員から経緯、経過も含めて示していただいたとおりなのですが、覚書だけではなくて、そこに至るまでの経緯、経過も含めて、我々は矢巾町と密に協議しながら進めてきていたわけですので、そういったことが、単純に覚書で具体のものが無いというだけで、それに応じないというようなところについては、我々としては納得できるものではないと考えております。

住民に対しましては、これまでも報道対応ですとか、この委員会でもそうですし、あと情報公開請求があった際にも真摯に対応してまいりましたし、今後住民の方から説明してほしいというようなことがあれば、ぜひ出向いて説明してまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 私が今日資料を示したように、矢巾町長が一方的な矢巾町の立場に立った説明を、事実と違う説明をしているというだけに、私はきちんとした反論を含めた説明をすべきだと思います。実は、誤解が意外と出ているのです。県教育委員会が悪いのではないかなというように、よく経過の分からない人たちは、そういう誤解がありますし、岩手日報の声の欄にも、こういう声が出たのです。覚書を締結してから、県教育委員会が何か違ったことを言い出したのではないかな。これも事実は違うのです。

2月17日、18日、株式会社岩手日報社が情報公開を通じて、南昌みらい高校新体育館問題の検証記事を出しました。これは、情報公開に基づいた県教育委員会と矢巾町のやり取りを明らかにした問題ですけれども、見出しがこうなっているのです。これは上、下なのですけれども、上では、当初、ハンドボールコート2面の構想だったのです。それが、日照権の

問題で面積を縮小せざるを得ないということで1面になった。しかし、矢巾町は最終的にはこういう回答をしました。議事録なのですけれども、縮減案は致し方ないと考えている、町ではハンドボールコート公式1面を確保することが最重要事項であると考え、このように了解しているのです。

そして、先ほど私が紹介したのですけれども、県議会への工事請負契約議案の提案が迫っていた2024年10月17日の矢巾町未来戦略課から県教育委員会へのメールですが、県教育委員会が作った工事概要資料について、まとめていただいたとおりと認識しています。これは、県議会で議決する直前の話です。だから、県教育委員会がまとめたとおり、そういう打合せの結果だということです。だから、ここでは覚書の締結までは手続変更について矢巾町は問題視していなかったという検証記事です。

私はしっかりこの事実経過を示して、なぜ県教育委員会が1億5,000万円の損害賠償請求を矢巾町にせざるを得なくなったのか。これは、本当に重大な問題です。一般県民から見たら考えられないようなことなのです。これは、県と矢巾町の間でこのようなやり取りになるということ自体、前代未聞なのです。それだけに私は丁寧にこの問題はしっかり説明をすべきだと思います。これは、教育長にお聞きしましょう。

○佐藤教育長　ただいま斉藤信委員から、我々も初めて目にした資料を配付いただきましたが、やはり誤報というか、事業の経緯、覚書等、経費負担は2対1とするというような記述も削られているということで、我々としては以前から、説明を求められれば積極的に説明をしてまいりたい。ただ、住民説明の在り方について、令和7年10月24日付で矢巾町に対して、住民説明の在り方について協議が必要ではありませんかという通知をしたところ、12月12日付で、県教育委員会の責任により、本町と統一的な見解により説明すべきものの回答を得ました。全く見解が相違している中で一緒に説明するというのは、やはり公開討論みたいになってしまうので、それは説明にならないのではないかとということで、それは難しいのではないかとのお話はしていますが、我々は従来から——現在もそうですが——説明を求められれば県の経緯、考え方を説明しますということは山崎特命参事兼学校施設課長から申し上げたとおりでございます。時間を少し頂戴いたしまして、これは令和7年10月の一般質問で御答弁させていただいたのですが、経緯はこうでございます。

県立南昌みらい高校新体育館については、県立不来方高等学校と県立盛岡南高等学校の統合に伴い体育館が不足するという県の課題と、それから既存の体育館の稼働率が高いことやハンドボールコートの公式サイズを確保できる体育館がないという矢巾町の課題を解決するために、文部科学省が提唱する共創という基本理念の下、県と矢巾町双方の費用負担により整備することとしたものであります。新体育館の整備に当たっては、令和3年12月に県教育委員会、矢巾町、県立盛岡南高等学校、県立不来方高等学校で構成する検討委員会を立ち上げ、その後2年半余りの協議を行い、設計業者も交えて情報共有した上で、最終的な実施設計図面を令和6年4月に確定し、令和6年5月30日付で、経費の負担割合を県2、町1とする旨の覚書の締結に至ったものです。そして、令和5年7月から令和6年7月にか

けては、矢巾町と共同で5回にわたる住民説明会を実施しました。そして、令和6年9月県議会において、工事請負契約議案の議決をいただき、同年10月25日に建築工事請負契約を締結したところでしたが、その1週間後になりますが、10月31日、私が矢巾町長に面会した際、ゼロベースでの検討の申入れがあり、翌11月1日には、矢巾町から協議が済む前に工事現場の立入りや施工を行わないようにという連絡があり、やむを得ず11月8日に工事を中止することになりました。

事態の打開を図るため、矢巾町との間で文書のやり取りや関係課長らによる協議、12月17日には、再度私が矢巾町長と面会するなど、覚書に基づき整備を進めたい旨を繰り返し主張してきましたが、矢巾町からは、建築費用を負担しないなど覚書の趣旨と異なる主張がなされ、工事の着工の見通しが立たないことから、12月25日付で工事契約の解除に至ったということでありまして、以後の経過は先ほど山崎特命参事兼学校施設課長から申し上げたとおりでございますので、この状況及び関係書面にに基づきまして、説明が欲しいという方々に対しては説明してまいる所存であります。

○斉藤信委員 これで最後にしますけれども、私はどういうことでこの共創プロジェクトがスタートしたか、2年半、覚書の締結までどういう協議、合意がなされて、覚書の締結に至ったか。そして、覚書の締結後、県議会で工事契約議案が議決されて、すぐ工事着工したのですけれども、その直後にゼロベースという突然の矢巾町の態度の急変があった。態度の急変というのは、本当に劇的だったと私は思うのです。これは新しい取組でありましたから、県議会も慎重な審議を2回やりました。その間に、矢巾町長は私のところに来たのです。これを進めてくださいと来たのです。

この経過書でいうと、キーポイントになるのはこの令和6年、ナンバー31 なのですから、矢巾町長と教育長の面会協議。ここでは、県と協議した時の報告は全て自分に上げさせている、ここまできたので後戻りはできない、いただいた資料は目を通して、このとおり、正直に話していくとあります。ただ、この前段は書いていないのです。この前段に不穏な発言もしているのです。岩手日報の記事では、共創が失われたというような不穏な発言もあったけれども、最終的にはこういう形でこの協議は終わった。

そして、その後に10月31日にゼロベースで検討申入れ。だから、この半月の間に矢巾町長の態度が急変して、覚書を否定する、もう負担はしない、ゼロベース、こういうような中身になったという、我々も驚くような態度の急変なのです。だから、そういうことが分かるようなしっかりした説明を、ぜひ今後必要に応じてやっていただきたいと、このことを申し上げて私の質問を終わります。

○佐藤ケイ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 19 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○山崎特命参事兼学校施設課長 議案第 19 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 2）の 56 ページを御覧願います。あわせて、資料を御覧願います。

議案の事件は、〇〇〇〇様を対象とするものでございます。損害賠償の額は 10 万 3,196 円とし、当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないことを和解の内容とするものであります。

損害賠償の原因でございますが、令和 8 年 3 月 9 日、岩手県立軽米高等学校職員が同校敷地内の樹木伐採作業を行った際、伐採した樹木が〇〇〇〇様所有のビニールハウスに衝突したことにより、骨組みの一部が破損し、損害を与えたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。

次に、教育委員会関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 94 号ゆたかな学びの実現、定数改善及び義務教育費国庫負担率 2 分の 1 の復元を求める請願を議題といたします。

本請願について、当局の参考説明を求めます。

○菊地教職員課総括課長兼サービス管理監 それでは、請願につきまして、お手元の資料に沿って御説明いたします。

まず、資料の 1 ページを御覧ください。請願項目の 1 点目、少人数学級についてであります。まず、小・中学校についてであります。義務標準法——公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、令和 3 年度から小学校の学級編制の標準が段階的に 35 人に引き下げられ、令和 7 年度以降は小学校全学年で 35 人学級が標準となっております。

また、本年 3 月に公布された義務標準法の改正により、中学校につきましても段階的に 35 人学級へ引き下げることとされており、令和 8 年度——今年度は中学 1 学年の 35 人学級が標準として実現しております。来年度は中学 2 年生、再来年度は中学 3 年生の実施が予定されております。

本県の状況についてであります。国に先んじて加配定数を活用するなどしながら、令和元年度以降は義務教育諸学校——小学校、中学校全ての学年において 35 人学級を実施しており、きめ細かな指導の充実に努めているところでございます。

次に、(2) の高等学校についてであります。現状につきましては高校の標準法——公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律におきまして、学級編制の標準は 40 人とされており、教職員定数につきましても、この 1 学級 40 人を基とした生徒の収容定員数等に応じて、その標準が算定されております。つまりこの 40 人編制をそのままにして、例えば県独自に 1 学級の生徒数を減らしていくということをした場合、当然その生徒収容定員数も減りますので、これに伴って国庫——国の財政措置の対象となる教員数が減るということになります。

こうしたことから、本県といたしましては、高校において 35 人学級を実施するためには、こういった法制度面での整備、改正が必要と考えているところでございます。

続きまして、資料 2 ページを御覧ください。請願項目の 2 点目、教職員の定数改善についてであります。今般国において義務教育諸学校につきましては、約 40 年ぶりとなる新しい定数改善計画の策定があり、令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 年度を期間として、中学校 35 人学級の実現や、小学校教科担任制の計画的な推進に取り組むこととされたところであります。

資料の国の動向のところ、令和 8 年度の文部科学省の予算の発表資料の中にもございまずとおり、中学校 35 人学級につきましては、3 学年分で合計 1 万 6,580 人、単年度で見ますと 5,580 人分の定数改善を国としても進めるということで予算措置がされております。

県の対応といたしましては、まず義務教育につきましては、35 人学級化は安定的に定数が見込めるということで評価できるものと考えておりますが、一方で学校が抱える課題等に対する組織的な取組の充実を図るために各種加配定数の拡充が必要であることや、また高等学校につきましては、先ほど申し上げましたが、小規模校の維持も含め、教育機会の確保が図られるよう、教職員配置基準の見直しと新たな教職員定数改善計画の策定が必要であるということについて、国に対し要望しているところであります。

ページをおめくりいただきまして、資料の 3 ページでございまず。請願項目の 3 点目、教

職員の処遇改善に必要な財政措置についてであります。この点につきましては、昨年6月、給特法——公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正が行われ、教職の重要性と職務や勤務の状況に応じた処遇改善が図られることとされております。

令和8年度の国の予算におきましては、教職調整額につきまして、教職調整額は全体的に、その当時の4%から10%まで段階的に引上げが行われることで決定しておりますが、令和8年度につきましては、現在の5%から令和9年1月に6%へ1%の引上げが行われることが予定されておりますし、そのほかにも教職調整額の支給対象とはならない管理職の本給の改善や、部活動指導手当の見直し等が予定されております。

県といたしましては、国に対してこういった教員の処遇改善を国の方針の下で県が行う場合、地方に対し財政負担が生じないよう、国の責任と負担により確実な財政措置を行うことが必要であることについて要望を行っております。

続きまして、請願項目の4点目、働き方改革を実行するための予算措置についてであります。こちらも給特法の改正によりまして、県教育委員会、市町村教育委員会問わず、全ての教育委員会に教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定が義務づけられたところであります。

県教育委員会といたしましては、今年2月、岩手県教職員働き方改革プラン(2024～2026)を国の指針内容を踏まえて改訂し、実施計画として位置づけたところであり、また4月時点で県内全ての市町村教育委員会において実施計画を策定済みであることを確認しております。

今後は、この実施計画に基づいて、市町村教育委員会、県教育委員会それぞれの立場でこれまで以上に教職員の働き方改革の取り組みを強化していくこととなりますが、そのためにも教員定数改善など人的配置の拡充が必要であるということについては、国に要望を行っているところでございます。

続きまして、資料4ページを御覧ください。最後に、請願項目の5点目、義務教育費国庫負担制度についてであります。こちらにつきましては制度の概要と、この中での三位一体改革の経費について記載しております。

まず、(1)の制度概要についてであります。小中学校、義務教育学校につきましては市町村が設置者、運営者となるところでありますが、市町村立小中学校の教職員に係る給与費につきましては都道府県が負担しており、その3分の1を補助という形で国が負担しております。

この国の負担率につきましては、以前は2分の1でありましたが、(2)の三位一体改革のところに記載しておりますとおり、平成17年11月のいわゆる三位一体の改革に係る政府与党合意において、義務教育制度の根幹である機会均等、水準確保、無償制を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持するという方針の下で、平成18年4月以降、国の負担率がこれまでの2分の1から3分の1に変更されております。

その際、この負担率の変更等に伴う減額分、全体として8,500億円については、所得税から個人住民税への恒久措置として、国から地方に対し税源移譲が行われております。したがって、現時点では義務教育に関する教職員の給与費のうち、3分の1については国からの補助で措置され、残り3分の2は都道府県が負担しておりますが、こちらについては地方交付税等の対象となって財政措置がなされているという制度になっております。

本県といたしましては、義務教育において地方の実情に応じた特色ある教育活動が確実に展開されるよう、引き続き国の責任において、その財源がしっかりと措置されるべきと考えております。以上で説明を終了いたします。

○佐藤ケイ子委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○佐々木朋和委員 委員長、議事進行。

○佐々木朋和委員 この請願の御説明をいただいて、これから質疑があるわけでありまして、けれども、少し確認します。

この請願と同趣旨と思われる請願が昨年10月にも提出されていると思います。意見書については、議会の中で1年ルールということがあったと思うのですが、そのルールの確認をさせていただきたいと思います。

○佐藤ケイ子委員長 休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐藤ケイ子委員長 それでは、再開いたします。

本請願に対して質疑、意見はありますか。

○菅原亮太委員 先ほどの1年ルールの話は一旦置きまして、私から1番と5番について、反対の立場で質疑と意見をさせていただきたいと思っています。

まず、1番ですけれども、資料に少人数学級についてとありますように、小学校、中学校についても、ここ最近の法改正によって、今は35人学級へと引き下げられたばかりだということでございます。そういった中において、さらにすぐさま30人学級をとすることはなかなか厳しいのではないかと、いったところで質問させていただきます。資料の1ページ、1番、(1)、本県の状況というところで、中学2年生及び3年生については、加配定数を活用することで35人学級を実施しているというように記載してありますけれども、これは先生もしっかりと配置できている状況だと捉えてよろしいか、確認として伺います。

○菊地教職員課総括課長兼サービス管理監 冒頭で御説明したとおり、現状中学2年生、3年生については、国の標準が35人になっていないので、40人のままということになっておりますが、本県の場合には、中学2年生については全県で33人分、中学3年生については48人分の加配定数を使って35人学級を手がけるということで、この81人分は基礎定数ではなく加配定数を使って措置して35人学級を実施している状況ということでございます。

○菅原亮太委員 そういうなかなか厳しいところもあるということで、30人学級になった場合、教職員の確保はできるのか、現状の教員確保の状況を踏まえて、見解を伺いたいと思

います。

○菊地教職員課総括課長兼服務管理監 仮に 30 人以下というか、それを国の方針で進めるということになった場合に、正確にどのくらいの教員数が増えるかというところは、国の制度がそのままかどうかというところもありますけれども、仮に今の 35 人学級のところを単純に 30 人に入れ替えて機械的に試算したとすると、例えば段階的にということを想定して、小学 1 年生であればおおむね全県で 20 人程度増えるというように見ておりますが、これが小学 2 年生から 6 年生になってくると、学年によって差はありますが、平均すると 30 人以上、中学校になると 1 学年当たり 100 人近くの教員定数増になるかと思っております。

定数増をして、この少人数学級を進めていくということに関しては、35 人学級もそうですが、当然例えば生徒指導とか、学力向上の点で生徒に与えるいい面での効果はあると考えておりますが、全体の定数がどうなるかということはありませんけれども、やはりその部分で先ほど申し上げたような教員の確保は当然課題になってくるところであります。本県は実際のところ、現状の定数の中で欠員になっている部分もある中で、また 35 人学級をやった当初とはある程度変わってきている中で、教員確保はやはり課題であろうと思っております。

○菅原亮太委員 ありがとうございます。今おっしゃったように、なかなか厳しい状況だと認識しております。聞くとところによると、先生の候補となる講師も今だんだん減ってきているというようにも聞いておりますので、教職員確保はなかなか厳しい状況の中で、つい最近 35 人学級になって、さらにすぐさまこの 30 人学級にするというのは、少し拙速なところもあるのかと思っているところであります。

5 番目の全国的教育水準確保に不可欠な義務教育費国庫負担制度の負担割合について、2 分の 1 への復元を行うことについてであります。資料の 4 ページになりますけれども、御説明いただいたとおり、前回は 2 分の 1 だったのが、国庫負担の割合が 3 分の 1 となり、8,500 億円程度の税源移譲が実施されている。この税源移譲は、所得税から個人住民税への恒久措置として実施されている。これは、つまり県に対して交付税措置という形で、これが移譲されているというように理解していますけれども、これが国の負担 2 分の 1 に戻った場合、税源移譲されたものが、また国に戻ってしまうのではないかというような懸念が当然あるわけであり。さらに言えば東京都のような地方交付税不交付団体に対しては当然優遇措置の形になってしまうというところで、これはやはり教育法制だけではなくて全体の税制、交付税措置ということを考えた場合に、2 分の 1 に戻したとしたら、当然地方への税源が減ってしまうというところは懸念しなければならないのではないかと、このところで、反対とさせていただきます。

○斉藤信委員 1 項目めの 30 人以下学級について、小学校 1、2 年生から段階的に実施する。これはまさに当然の課題だと思います。小学校は全学年で 35 人学級を実現して、今年度から 3 年間で中学校もやる。だから、35 人学級は基本的には実現したのです。そうであれば、そこでとどまっていいいのか。さらに 30 人学級を実施すべきです。今の子供たちの

本当に複雑な厳しい状況を考えたら、こういう教育条件の改善は引き続き進めるべき課題だと思います。

当局にお聞きしたいのだけれども、欧米はもう 30 人以下学級になっているのではないかと思いますけれども、その動向は分かりますか。

○菊地教職員課総括課長兼サービス管理監 全ての他国の状況を把握しているわけではありませんが、文部科学省で毎年諸外国の教育統計ということで示しているデータ等はございます。例えばアメリカであれば、州によってかなり差はありますけれども、おおむね 20 人から 30 人の間で基準が設けられていると承知しておりますし、ドイツであれば初等学校の第 1、第 2 学年のところは 30 人という基準になっていると承知しております。調べられる範囲で、日本より多いところは、中国が 40 人から 50 人と承知しておりますが、全体的に見て、欧米は日本における基準よりは少ない数のところが多いというように思っております。

○斉藤信委員 今答弁があったように、やはり欧米は基本的には 20 人から 30 人なのです。だから、私たちも教育条件改善の運動で 30 人学級実現という運動をしてきたのです。その運動の中で、35 人学級というのは当座の改善の課題として実施されてきたというのが、今の運動の到達点というか、現状です。35 人学級のめどがついた段階で——やはり欧米のレベルは 20 人から 30 人ですから、30 人学級はぎりぎり欧米のレベルに前進させようということで、自由民主党ももう少し教育を充実させるべきだと思います。少人数学級は教育条件改善の一番の要です。私は、引き続き 35 人学級が実現したら、次は 30 人学級というのはあまりにも当然ではないかと思います。

あともう一つ、今子供たちは急減しているのです。だから、35 人学級もプラスマイナスをすれば増ではないのです。今の先生の数で 35 人学級に十分対応できるぐらい生徒が急減している、これからも減少していく。だから、逆に言うと、30 人学級を実現する好機でもあるのです。丸々プラスしないと 30 人学級を実現できないというわけではないのです。だから、そういう意味では、私は欧米のレベルを目指すということは、あまりにも当然のことではないかと思います。

あと、菅原亮太委員は 5 項目めについてもお話ししましたが、これは毎回議論されているのですが、結局税源移譲というのは何に使ってもいいということなのです。だから、地方自治体の自立性ということで税源移譲問題が出たのだけれども、基本的には教員の人件費なのです。それが 2 分の 1 から 3 分の 1 になる。あとは自治体の裁量だということになれば、この制度は全額が教育費に充たるという保障はないのです。だから、そういう意味で、国が教育の責任を持つという立場から、2 分の 1 に戻すということが、本当の意味で教育を充実する方向になるのだと思います。

それで、併せてお聞きしたいのだけれども、説明資料の教員の待遇改善のところで、教職調整額が 5 % から 6 % に引き上げられる、4 % から始まって 1 % ずつ上げるとありますが、これは改善にならない。教員の超過勤務を超過勤務として認めないということが一番の問題だと思います。超過勤務を認めたらとんでもない額になるので、それに文部科学省は抵抗

した。超過勤務を認めないというのは教員だけなのです。これは、本当に労働の基本権に関わる大問題です。本来なら教員の超過勤務を認め、残業代を支給することこそが本当の意味で教員の働き方改革に結びつくと思います。民間の職場もそうなのです。残業代を払うよりは効率的に働いてもらったほうが良いということで、長時間勤務が改善されていく。残業代を出すよりも、そうしたほうが効率的だということが労働条件改善の論理なのです。

だから私は、この教職調整額でごまかしたということは、これからこのままでいいということには絶対にならないし、働いた分だけ十分な賃金が保障される仕組みになるべきではないかと思っています。

あと、これとセットで出されたのが主務教諭の配置ですよね。言わば教員の中に分断を持ち込むような新たな職を設けたということも問題だったのではないかと私は思います。

そこでお聞きしますが、新聞各紙で報道になったのですけれども、株式会社毎日新聞社が67自治体に調査した結果だと、主務教諭は新規配置ゼロ。岩手県は主務教諭の新規配置を行ったのでしょうか。

○**菊地教職員課総括課長兼サービス管理監** 主務教諭につきましては、どちらかというと学校の中での教員相互間の調整を図る新しい職ということで、国は制度としてつくったのですけれども、現時点では全国的に見てもまだ設置は広がっていない状況ということもありますし、本県としての処遇であるとか、例えば選考の仕方とか、整理すべき点はまだ多いと考えておりまして、現時点で設置には至っておりません。まだ明確に、例えばいつであれば設置するということについても、結論が出ている状況ではありません。

○**斉藤信委員** 主務教諭が突然出されて、結果的にはやはり教員の格差を拡大する、分断する役割を果たす。教員の様々な困難を考えてみますと、チーム何とかとよく言われますけれども、教員の協働性を本当に大事にするのです。しかし、この間の教育改革はそこに逆行しているのです。どんどん新しい職で細分化、分断をしていく。そうではなくて、どのような問題でも教職員の協働の関係を築きながら仕事をする。そういう方向の改善こそ、教員の働き方改革になっていくのではないかと思います。だから、主務教諭が全国的にも、岩手県も今の段階で配置していないということは、現場は必要性を感じていない。そして、必要性を感じ、これをやったら、やはり教員の間の様々な、何で俺はならないのだとかなるとか、こういう形の分断を持ち込む危険性があるからこそ、今全国的にも配置されないことになっているのではないかと。

その議論も含めて、私はこの項目は本当に子供たち、教員の労働条件の改善を求める請願ですから、しっかり採択して意見書を上げていただきたい。

○**小西和子委員** まず、そもそも論です。岩手県は、去年の教員配置が98.5%なのです。これは、小学校が60人、中学校が40人足りない。100人足りない。これは、東北地方の中では岩手県だけ。福島県は99.9%でしたけれども、100%を超えています。それは当たり前なことなのです。どうしてこういうことになっているのかということなのです。したがって、教員が足りなくなるのではないかとすることは、ここさえ解決すれば満たされると思いま

すし、岩手県は35人学級をほかの県に先駆けて実現してきました。本当にこのことについては、敬意を表したいと思います。

今、小学校は低学年が非常に困難です。教室を飛び出す子供たちがそちらこちらの学校にいます。発達障がいの子供たちも増えてきておりますし、その中で35人を1人の担任が見るということは非常に困難です。ですから、校長、副校長、担任外みんなが支援を必要とする学級に張りついているのです。学校訪問をすると、電話番号の事務職員が1人いるだけで、あとはみんな学級に入っている、それが実情です。

子供たちは、もっと自分たちを見てほしいと悲鳴を上げているのです。不登校にしろ、そうやって飛び出しがあったり、授業が成立しなかったり。もっと僕たちを、私たちを大事にした教育をしてほしいと思って、その行動が現れている。大事にするということはどういうことか、一人一人の子供たちに目を行き渡らせるには少人数学級であります。

そこで質問です。東北地方で34人以下学級を推奨しているところがありますよね。それは分かりますか、お聞きします。

○菊地教職員課総括課長兼服務管理監 青森県は、学年2学級以上の学校では33人以下学級。秋田県は30人学級の推進のために配置を進めているということ。あと、山形県は教育山形「さんさん」プランということで33人学級を進めているということ。福島県も、学年によってですが、33人等の少人数学級に取り組んでいるというように承知しております。

○小西和子委員 ほかの県ではもう進めているのです。岩手県でも、小学校1年生からでもいいですから、進めていただければと思います。

高校のことですけれども、今はほとんど100%、中学校から高校に進学しますけれども、その中にはいろいろな、それこそ支援を要する子供たちもいるのです。その中で、やはり40人学級というのは大変だという声もう全国各地から来ておりますので、そのような議論を始める時期ではないかと思っております。そうすることで、教職員の、例えば教科などももっと密に配置できるのではないかというような話がありました。

次に、スクールサポートスタッフについて、去年岩手県は10分の1でした。ほかの県は100%入っているところもあります。それから、先ほど言った100人足りないということも、これは義務教育費3分の1が影響しているのではないかと思いますので、岩手県が何でこんなにも教員の人件費を削減するような行政をしなければならないのか、それは何から来ているのかということをお聞きしたいと思います。

○菊地教職員課総括課長兼服務管理監 給付金というところに限定した話になりますけれども、そもそも義務教育費に関しては先ほど制度的なところをお話ししておりますとおり、3分の1は国から補助を受け、残りの部分についても税源移譲とか地方交付税を含めて措置されているので、定数上、義務教育法の中で定数算定された部分については措置されているという県教育委員会の理解であります。

ただ、高校につきましては、どうしても本県の場合地理的な条件もあって、全国的な基準の中で見ると、小規模校であるとか、ある程度地域に残さなければならない高校があるとい

うことで、地方財政措置をするに当たっての国の考え方で見たときに、実際にかかる経費分が措置されているのかどうかという部分については、足りない部分があるのではないかと
いうことで、そこについては長年国に対しても、そういった考え方を整理した上で、本県のような実情にも配慮した財政措置をお願いしているところでございます。

○小西和子委員 高校については小規模校が多いのでということで、今年は53億円ぐらいでしたね。

昨日小林正信委員が質問しましたが、もっと教育予算をと知事に質問したところ、青森県に次いで2番目に多いですという答弁でした。それでは、何で小中学校で教員が100人も足りないのか、スクールサポートスタッフは10分の1で、その財源はどこに行ってしまったのでしょうか。その辺り、少し説明してください。

○菊地教職員課総括課長兼サービス管理監 財源的なところの経緯は、私から申し上げづらいところではありますが、先ほど来岩手県の場合98.5%、青森県は100%を超えているということは、教職員課が行った教師不足に関する調査のデータですけれども、基本的には配置率が100%を超えるということは、理論上は義務教育標準法で定められた定数以上の配置をしているということだと思います。そこは先ほど言ったように、例えば青森県など、ほかの県であれば33人学級とか30人学級という部分は、基本的には県の一般財源での持ち出しということになりますので、そういったところで、例えば青森県であれば100%以上ということになっている。本県の場合は、県の一般財源だけでの教員配置は行っていないというのが実情でありますので、100%以下になっていると考えております。

ただ一方で、青森県に関しても——あまり他県のことを言うのもあれなのですが——青森県は同じ調査の中では、33人学級との関係性は明確ではないですけれども、青森県も当然3桁近く教員配置ができないといった調査データも出ていると思いますので、充足率という問題はありますけれども、教員不足、教員配置についての課題に関して苦労しているのはどの県も一緒なのかと考えております。

○小西和子委員 いろいろお話をされますけれども、すごくショックでした。教員配置が100人も足りない。どうりで教員が足りない、人が足りないと言われているのです。この98.5%というのは令和7年で、令和5年と令和6年は文部科学省のデータから調べられなかったのですけれども、令和2年は99.6%、令和3年99.7%、令和4年99.2%と100%近く配置していたのですけれども、いきなり令和7年98.5%となっているということで、これは人件費を節約しているのだと単純に思っておりましたが、もっと小中学校を大事にしてください。特に低学年を大事にしないと、子供たちは学校を嫌いになります、勉強が嫌になります、不登校が増えます。もっとほかの県と同じように、小中学校にもきちんとお金を使ってほしいと思いますし、先ほど斉藤信委員がおっしゃいましたが、給特法を廃止しなければ、教職員というか、教育の問題は解決されないと思います。給特法を廃止にするということは、この請願の項目にはないですけれども、教育全体として、そういうことを申し上げたいと思います。以上です。

○佐藤ケイ子委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐藤ケイ子委員長 では、この際昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐藤ケイ子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続いて、請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 ほかになければ、本請願の取扱いを決めたいと思います。

先ほどから項目別に採決を行いたいということで申し上げておりますけれども、このとおりでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 それでは、項目別に採決をいたします。

初めに、本請願の中で請願項目の 1 を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤ケイ子委員長 起立多数であります。

よって、請願項目の 1 は採択と決定いたしました。

次に、請願項目の 2 を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤ケイ子委員長 起立全員であります。

よって、請願項目の 2 は採択と決定いたしました。

次に、請願項目の 3 を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤ケイ子委員長 起立全員であります。

よって、請願項目の 3 は採択と決定いたしました。

次に、請願項目の 4 を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤ケイ子委員長 起立全員であります。

よって、請願項目の 4 は採択と決定いたしました。

次に、請願項目の 5 を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤ケイ子委員長 起立多数であります。

よって、請願項目の 5 は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものがありますので、今定例会に委員会発議をしたいと思います。

〔「委員長、議事進行。」と呼ぶ者あり。〕

○佐々木朋和委員 ただいま本定例会中に意見書を国へ提出するという委員長の計らいがありましたけれども、先ほど来議論——休憩中だったかもしれませんが、1年ルールに抵触する可能性があります。我々も、2番については趣旨に賛成しましたが、意見書を出すことについてはあくまで趣旨採択ということにさせていただきたいと思いますので、意見書について国へ出すかどうか、もう一度採決を採っていただければと思います。

○佐藤ケイ子委員長 ただいま佐々木朋和委員から趣旨採択として意見書を発議しないことにしてはという御意見がありました。

この件について、起立により採決をいたします。

○斉藤信委員 委員長、採決の前にいいですか。

この請願は採択された。この請願は、国に対する意見書を求めるものですよね。採択されたのです。意見書を国に上げないというのはどういうことになるのか。請願の趣旨に反することになるのではないか。意見書を上げるという請願を採択しているのです。意見書案は、これから出るとは思いますけれども、国に上げないというのはどういうことになるのですか。請願は、国に上げることが求めている。それを上げないということになったら、請願を否定することになりませんか。

○佐々木朋和委員 休憩中ですか。

○斉藤信委員 まだ休憩になっていない。

○佐藤ケイ子委員長 休憩しますか。今斉藤信委員から佐々木朋和委員に質問がありました。

○佐々木朋和委員 私への質問ですか。

議会の取扱いの中で、趣旨については賛成するけれども、そういったルールの中で、意見書については発出ししないという趣旨採択という制度もあるとお聞きしておりますので、私としてはそのような取扱いのほうがいいのではないかとということでした。各委員の御意見も賜れればと思います。

○斉藤信委員 議会のルールと言うけれども、これはあくまでも議会の円滑に進めるための申合せです。規則でも何でもないので。ましてや、先ほど読んだように、議員の発議権を制約するものではない。これはすごく大事なことです。議員の発議権を制限するものではない。国に意見書を上げなかったら、事実上発議権を制限することになるではないですか。これは、請願者にも失礼です。あつてはならないと思います。会議規則で定まっているのだったら、それは従わなくてはならない。これは、あくまでも申合せ事項で、そしてその中には議員の発議権を制限するものではないとはっきり書いている。その上で、おおむね1年以内に提出した同趣旨の内容は避ける。しかし、本請願は年度を越え、来年度予算に向けた要望ですから、おおむね1年以内というルールにより採択された意見書を出せないという中身ではないと思う。

だから、その点でぜひ、議会のルールではないということだけはっきりさせてください。

これは規則ではないのだから。あくまでも議会を円滑に進めるための申合せ、そしてその中身も先ほどから私が何度も言うように、発議権を制限するものではないのですから、この申合せを理由にして採択した請願の意見書を出さないということは、それこそ議会のルールを踏みにじったものになります。請願者に本当に失礼な、議会の役割を否定するようなことになると思うので、しっかりした判断をすべきだと思います。

○佐藤ケイ子委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐藤ケイ子委員長 再開いたします。

それでは、今定例会に意見書を発議したいと思います。意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成しておりますので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○佐藤ケイ子委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書を御覧ください。請願のタイトルは、ゆたかな学びの実現、定数改善及び義務教育費国庫負担率2分の1の復元を求める請願ですけれども、県議会での意見書は毎年ずっと計画的な教職員定数改善、教育予算の拡充を求める意見書で通してきております。長年そのようにしておりますので、今回もそのようにしたいと思っております。

御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 ほかになければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。

なお、文言整理については当職に御一任願います。

以上をもって教育委員会関係の請願陳情の審査を終わります。

この際、執行部から令和9年度入試における県立大野高等学校の募集停止について発言を求められておりますので、これを許します。

○田山高校改革課長 令和9年度入試における県立大野高等学校の募集停止について御説明します。Side Books上では、ファイルナンバー9の資料を御覧ください。提出予定議案等説明会でも御説明申し上げたところでありますが、1、趣旨にございますとおり、第3期県立高等学校再編計画の1学級校の募集停止に関する基準に県立大野高等学校が該当することとなりましたため、令和9年度に募集停止とし、県立久慈高等学校と統合する方針であることを改めて報告するものでございます。

下の参考にございますとおり、1学級校については、入学志願者の数が2年連続して20人以下となった場合、原則として翌年度から募集停止ということを基準として定めており

ます。

2、入学志願者数の状況のとおり、県立大野高等学校におきましては3年連続して入学志願者数が20人以下となっているところでございます。昨年度時点で2年連続でございましたが、当地区の中学校卒業生の動向や、再編計画を策定中であったこと等の事情を踏まえまして、1年経過を見ておりましたが、令和8年度入試におきましても20人を割ったことから、今般の結論になったものでございます。

統合先につきましては、現在の大野地区からの進学動向であるとか、交通の利便性等を勘案して県立久慈高等学校としたところでございます。

3、今後の予定のとおり、この後、統合に向けて具体の調整を行ってまいります。

説明は以上でございます。

○佐藤ケイ子委員長 この際、お諮りいたします。

この後、執行部報告に対する質疑と委員のこの際発言を併せて行いますが、高橋但馬委員及び斉藤信委員より事前に通告していない項目に関する質疑を行いたい旨の申出がありました。

御承知のとおり、議会運営委員会において、この際質疑を行う場合は、委員会開催の日の2日前の正午までに質疑要旨を提出することとされているところですが、緊急的に質疑を行う必要がある場合は、その可否について委員会に諮った上で行うこととされております。

まずは、高橋但馬委員及び斉藤信委員から事前通告のない質疑を行う理由について説明いただいた後、皆様の御意見を伺いたいと思います。

○高橋但馬委員 本会議の一般質問のときに、会派の控室に、岩手県議会議員の皆様ということで、盛岡一高バレーボール部に関わる調査検証委員会設置を求める請願を昨年7月に御決議いただき、間もなく1年を迎えようとしておりますが、その委員会設置に向けた取組はその後も遅々として進んでおりません。策定委員会に関わった外部委員2名が調査検証委員会委員就任を受諾しているにもかかわらず、この委員への連絡すら1か月以上全くない状況と聞いております。現在県教育委員会では、相次ぐ教職員の不祥事に対する再発防止検討会議を立ち上げているようですが、盛岡一高バレーボール部事案、県立不来方高等学校の事案は、これ以上に重要な案件であり、まず何よりもこの検証がなされなければならないものと考えているところです。引き続き皆様の御尽力をお願い申し上げる次第ですという文章を受け取りました。これを踏まえて、本来であれば事前にこの際質疑の通告をしなければならなかったのですが、緊急的に質疑を行わせていただきたいという趣旨で発言いたしました。

○斉藤信委員 高橋但馬委員と同じ趣旨であります。これは、県議会で検証委員会の設置を求める請願は採択されて、そして昨年、年度内に設置される予定で調査費も予算化されて、しかし人選が定まらずに年度を越してしまった。県議会の請願採択を踏まえた対応だったので、これだけ長期にわたって検証委員会が設置されていない。ただ、聞くところによると、大詰めのところまで来ているという重要な局面なのです。そういう点で緊急に

この質問をしたいと思います。

○佐藤ケイ子委員長 ただいま質疑を行いたい理由について説明がございました。

この取扱いについて、いかがいたしますか、委員の御発言をお願いいたします。

〔「認めます」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 それでは、事前通告のない質疑を行うということにしますので、御了承願います。

次に、質疑の方法ですが、先ほどの執行部報告に対する質疑と事前通告のあった委員のこの際発言と併せて行うこととし、質疑の目安時間は30分といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議ないようですので、さよう決定いたしました。

それでは、先ほどの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○佐々木朋和委員 不登校の中学生の通知表の評価について、また高校入試への反映について伺いたいと思います。今、本県には中学校の学びの多様化学校はなくて、また県教育委員会と正式に連携しているフリースクールも少ないというか、ないと思っております。不登校の中学生がいろいろなフリースクールで学んだり、様々な外部との交流によって普通高校に通い出すという生徒もいるようであります。大変いいことだと思っているのですが、そういった中であって、不登校の中学生の学習の場の確保ができていいのかという視点からお聞きしたいと思います。

まず、不登校の中学生の通知表の評価はどのようになっているのでしょうか。学校に通えないということで、5段階評価であれば1になってしまうのか、あるいは場合によっては斜め線を引かれる場合、また副申書をつけて様子等を報告する場合もあるということですが、県内ではどのようになっているか。

また、フリースクール等での学びの評価というのは、そういった評価に入ってきているのか、また高校入試においてはどのようにそういった通信表が反映されているのかということをお教えいただければと思います。

○菊池生徒指導課長 不登校中学生の成績評価についてであります。文部科学省は令和6年8月の学校教育法施行規則の改正を踏まえて、不登校児童生徒が欠席中に学校外や自宅等で行った学習について、一定の要件を満たす場合には、その成果を成績評価に反映できることを通知しております。具体的には、学校が教育課程との関連性を確認するとともに、保護者や教育支援センター、フリースクール等と連携しながら学習状況や学習成果を継続的に把握した上で、校長の判断により評価を行うこととされております。また、その評価結果については指導要録に記録するとともに、通知表等を通じて児童生徒や保護者へ適切に伝えることが望ましいとされております。

県教育委員会といたしましては、国の制度改正通知の趣旨について市町村教育委員会に周知するとともに、各学校において不登校児童生徒一人一人の学習成果が適切に評価され

るよう必要な情報提供等助言に努めてまいります。

フリースクール等での学びの評価についてですが、文部科学省はフリースクール等民間団体における相談指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が教育委員会と十分な連携を取って判断するよう通知しております。

県内のフリースクールにおいては、市町村教育委員会や在籍校との連絡、報告書の受理など、学びの評価に関する連携、情報交換等が行われている団体もあることを把握しておりますので、県教育委員会としましては、こういった国の制度改正通知の趣旨について市町村教育委員会に周知するとともに、各学校において一人一人の学習成果が適切に評価されるように、必要な情報提供と助言に努めてまいりたいと考えております。

○**亀山高校教育課長** 高校入試における不登校生徒の評定の扱いについてであります、受験生の評定は、出願の際に、中学校から出願先の高校へ提出する調査書の学習の記録の欄に記入することとなっております。中学校において評定が未記入の教科については、当該学年評価の評定の欄は空欄とし、学習の状況が分かるように関係書類を添付することとなっております。

選抜においては、各高校が提出された関係書類などを参考にしながら当該教科について評価しており、評定が記載されていないことや欠席の状況が受験生にとって不利とならないよう配慮しております。

○**佐々木朋和委員** まず、評価が1になっているのか、斜め線になっているのか、副申書がつくのかというところです。文部科学省で制度が変わったことを周知しますという答弁だったと思うのですが、やはり私は実態を調査し、しっかり把握していただきたいと思います。実際に今回の入試においても、得点を取ったのに不合格だったという生徒もいらっしやったとお聞きしております。また、中学校や教育委員会で対応がまちまちだという話も聞いております。実際に今そういった部分についての実態というのはどの程度把握なさっているのか、もう一度お答えいただきたいと思います。

○**亀山高校教育課長** 特色入試における——一般入試も含めてですけれども——不登校生徒の受験実績についてであります、受験生の欠席日数や欠席……

○**佐々木朋和委員** そこは聞いていない。

○**佐藤ケイ子委員長** その前の段階。

○**菊池生徒指導課長** 実態調査についてでございます。県教育委員会では、フリースクールの状況について、その所在地であったり、活動内容であったり、そういったところを調査してきておりますけれども、今委員から御指摘のありましたような成績評定に当たって、在籍校との連携、協力の関係ですとか、そういったところについても調査する必要があると考えておりますので、そういった項目についても今後整理して、確認を行ってまいりたいと考えております。

○**佐々木朋和委員** ぜひ行っていただきたいと思います。本当にスピード感を持ってやっていただかなければいけないと思っておりました。

その部分について、先ほどの答弁の中では、成績が、要は不登校であったということが入試に影響してはならないというお話がありましたけれども、実際には影響してしまっているのではないかと考えています。

入試の評価点についても、実際には各学校においてそれぞれ校長先生が判断しているという話もありましたけれども、聞くところによると、1,000点あれば500点はそういった内申のところで、テストは残りの500点というようなところもあるのではないかとされている中で、やはりどんなにテストでいい点を取ったとしても、不登校であったことによって、選抜で大きな不利益を被ることがあってはならないと考えております。そういった部分について、やはり県教育委員会としても高校入試に当たっては、不登校の生徒に対しては中学校でこういう評点のつけ方をしてほしい、副申書をつけてほしい、あるいはどのようにしてほしいということをもっと発信するべきではないかと思えます。その辺について、ぜひもう一度お話いただければと思います。

○亀山高校教育課長 不登校生徒の成績についてでございますけれども、成績がつかずに空欄で調査書が出される場合には、各中学校が副申書を添えて出すということを、秋に行われる入試担当を集めての説明会でしっかり説明しております。

その上で、入試において、そういった欠席日数が多いであるとか、それから成績が空欄である、そういったことによって不利にならないということを、その場で中学校の先生にもしっかり御理解いただいて、それを不登校の生徒であるとか保護者にもしっかり伝えてもらうように周知してまいりたいと思います。

○佐々木朋和委員 周知してまいりたいということは、これまではしていなかったということですか。していなかったということですね。

○亀山高校教育課長 これまでも文書等で周知はしておりましたけれども、説明会の中できっちり説明してまいりたいと思います。

○佐々木朋和委員 よろしくお願ひします。やはり中学校の先生も、1をつければいいものなのか、あるいは空欄にして副申書をつけたらいいものなのか、自分の判断によって生徒が高校受験に不利になっていないかといった悩みもあるようでございます。そういった方向性があるのであれば、ぜひ統一的にしっかり発信してやっていただきたいと思います。

あともう一つ、フリースクールの学びの評価も、連携度合いによって日頃の学びで評価するという話もありましたが、では一体岩手県の中でそういった認められたフリースクールとして、そこでの学びがしっかりと学校の学びとして評価をされる学校というのはどのくらいあるのでしょうか。

○佐々木義務教育課長 フリースクールとの連携につきましては、その数などの調査は行っていないところではございますが、各学校においてやはり子供たちが不登校になったときの学びの場が校内外の教育支援センターであったり、フリースクールであったり、多様な形での学びが保障されることとなっています。そのため、子供たちの学校外や自宅等における学習成果についても、一定の要件の下で学習評価に反映することができるということが

昨年度の通知でも示されておりますので、不登校児童生徒の学習成果を適切に評価して、進学等を見据えた学習意欲の向上につなげていくという趣旨で、それぞれ学校が——個別ではありますが——フリースクールに通っている子供の学習状況を把握したり、伝えたり、また学校の教材を提供しながらやっているという事例はございます。

このような事例を今後広げていき、不登校児童生徒であることのみを理由としての学びの成果が正当に評価されないということを防いでいきたいと思います。

○佐々木朋和委員 最後におっしゃっていただいた方向性というのは、まさにそのとおりでと思います。そのためには、やはり実態をしっかりと把握していただいて、学校と連携するフリースクールをつくっていく、またやはりそういった部分においても、多くの議員が言っている認証制度などの話も早く進めないと、こういった不登校の生徒の、ただでさえ自分のせいでなくても学校に行けないという子供たちが不利益を被ってしまうということは、私もお話を聞いてきましたけれども、何でいじめられていた私がこんなに苦労して、いじめていた人は好きな高校に行けるのだという悔しい思いをされている生徒の話も聞いてきました。ぜひともそういった制度も早く、もっと現場にコミットしてやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

その中で、特色入試についてです。学校推薦でなくてもということであれば、本来であれば不登校の生徒も、この特色入試をチャンスとして活用できるはずだと思うのですが、ただやはり面接とか、そういった指導を受けられないとなると、実際はなかなか特色入試を受けられない状況もあるのではないかと思います。不登校等生徒の特色入試の実績はどのようなになっているのか伺いたいと思います。

○亀山高校教育課長 特色入試における不登校生徒の受験実績についてであります。受験生の欠席日数や欠席理由などの出欠席に関わる情報は選抜に用いておらず、ほかの受験生と区別していないことから、これまで不登校生徒の受験状況に関する調査は行っておりません。

県教育委員会といたしましては、一般入試も含めて出欠席の状況が選抜において不利としないことについて、先ほども申し上げましたけれども、受験生とその保護者への周知を図って、安心して受験できる入試の実施に努めてまいります。

○佐々木朋和委員 特色入試のそういった特色について、保護者、生徒へ情報発信していくという話がありましたけれども、やはり中学校の先生にも伝わっていないのではないかと思います。そういった意味で、そういった子供たちへ勧めるとか、そういったこともできていないのではないかと心配の声もありますけれども、そういった部分についてはいかがでしょうか。

○佐々木義務教育課長 高等学校の入試に関する説明は、毎年度秋頃の開催になっておりますので、今お話したことを全てではないのですが、入試に関わることで、不登校の子供たちに対する配慮などにつきましては、春から夏にかけて行われました校長研修講座で県教育委員会から説明させていただいておりました。このような形で説明の機会を増やしてい

きながら、周知を図ってまいります。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。ぜひ周知、あとはそういった特色入試に向かうサポートというところでもぜひ御配慮いただければと思います。

私も地元のフリースクールへお邪魔しましたけれども、フリースクールに通って普通高校に戻るという子供もかなりの数いるということでした。ただ、その選択先が私立高校になってしまうということです。私立高校が悪いということではないですけれども、やはり公立高校の進学校にも進みたいという子供たちもいるのですから、ぜひともその点の配慮もお願いできればと思います。

次に、千厩地域からの県立一関清明支援学校本校への通学支援について伺いたいと思います。個別案件で恐縮ですけれども、以前も取り上げました。来年度、医療的ケア児が千厩分教室を卒業して高等部に入学するということを念頭に、どうやってその距離を通学すればいいかということで、通学支援についてケースワークとして検討も必要かと思うのですが、現在の状況をお知らせいただけますでしょうか。

○藤原特別支援教育課長 千厩分教室に在籍する医療的ケア児への通学支援についてであります。県立一関清明支援学校から情報をいただいております。医療的ケア児の状況等については把握しているところでございます。

現在学校と連携し、協力可能な地域の事業所等の情報収集や他県における取組事例の調査などを進めており、どのような方向で通学支援を実施できるか、様々な手段を比較しながら、具体的な方策について検討を重ねているところでございます。

○佐々木朋和委員 ありがとうございます。具体的に検討していただいているということで、ひとまず安心いたしました。

国の通学支援のプログラムというか、事業も出てきておりますので、ぜひいろいろな方法を活用していただきたいと思います。また、先日ぽけっとの会にお邪魔してきましたけれども、県立一関清明支援学校のスクールバスの事業者も、車椅子等が可能なスクールバスに替えることもできるというような話もいただいているとお聞きしました。そういった部分で、ぜひとも通いやすい環境をつくっていただければと思いますので、よろしくお願いして、終わりたいと思います。

○小西和子委員 まず、業務量管理・健康確保措置実施計画について伺おうと思っていたのですが、先ほど頂いた請願の資料に全市町村教育委員会において実施計画を策定済みとありましたので、これは割愛いたします。

次に、県の計画は、現行のプランを本年度中に見直し、新しい計画を策定するということですが、どのような協議の場で話し合うのか、そのスケジュールをお示してください。

○菊地教職員課総括課長兼サービス管理監 県教育委員会では、令和8年2月に岩手県教職員働き方改革プラン（2024～2026）の一部を改訂して、県の実施計画として位置づけておりましたけれども、計画期間が今年度までとなっておりますので、2027年度以降に向けて新しい計画を策定する必要があります。

策定に当たっては、これまでのプラン策定と同様に、基本的には岩手県教職員働き方改革プラン推進会議を開催しまして、各学校種の校長会やPTA、職員団体等の代表の方にも参画いただき、意見を伺いながら検討を進めていくこととしております。

現時点での予定では、1回目のプラン推進会議を8月頃に開催する予定としており、併せて教職員向けのアンケートの実施や市町村教育委員会など関係機関にも意見照会を行いながら検討を進めていき、令和9年2月頃をめどに新たな実施計画の策定を予定しております。

○小西和子委員 ありがとうございます。これは委員会の視察のときに頂いてきた、青森県教育委員会の学校教育改革の推進に向けてという資料ですが、すごいと思ったのは、子供たちと先生方の笑顔あふれる学校を目指して学校の幸せ推進室を設置とありまして、このような取組を行っています。小中高で1校に1人のスクールサポートスタッフを配置できる環境整備、それから公立小学校5年生、中学校2年生対象の学習状況調査は廃止というように、たくさんの取組内容がありました。ぜひ参考にしたらよろしいのではないかと思いますので、お願いいたします。

次、健康確保措置——長時間労働をなくすことやメンタルヘルス対策などが当たるかと思えますけれども、業務量管理については勤務時間内に収まる業務量となるように管理するという事でよろしいのでしょうか。

また、現場の教職員の意見も計画に取り入れる必要があると考えますが、協議の場に教職員の代表を入れるのかお伺いいたします。

○菊地教職員課総括課長兼サービス管理監 まず、1点目の業務量管理につきましては、国の指針の中でも教育職員の業務量の適切な管理を行う上で時間外在校等時間に関する目標を設定して取組を進めるとされておりますので、本県における新しい学習計画の策定に当たっても、学校現場の実態を踏まえながら、時間外在校等時間等について適切な目標を設定し、それを達成するための業務の見直しや役割分担の適正化などの取組を進めていくことが重要と考えております。

また、2点目の計画策定に当たっての教職員の意見についてでありますけれども、先ほど答弁しましたとおり、一つは岩手県教職員働き方改革プラン推進会議の中で、校長会や職員団体の方々にも入っていただいて意見交換しながら行うというところもありますけれども、併せて教職員向けのアンケートということで、例年実施しているのはどちらかというとプランの進捗状況や、実感などを把握するためのものですが、今回計画策定という部分もありますので、今年度中に学校現場での実態とか、現場で抱えている課題をできるだけきめ細かく把握できるようなアンケート——県立学校職員向けが中心になりますが——このようなアンケートも行いながら、教職員の意見を踏まえた計画となるように取り組んでまいります。

○小西和子委員 もう一度確認ですけれども、勤務時間内——7時間45分以内に業務が終了するための管理であるということによろしいかどうか。そのための具体的な取組——先

ほどアンケートを取って、そのアンケートを参考にしながら取り組むというお話があったと思いますが、そのための具体的な取組について、お伺いします。

○菊地教職員課総括課長兼服務管理監 最終的には、やはり定められた勤務時間の中で業務が終わるということが必要だと考えております。

一方で、教員の時間外在校等時間、長時間勤務の状況につきましては、様々な調査でも出されているように、長時間労働の実態があり、県で把握している県立学校の教員に関しては、段階的に少なくなってきておりますけれども、それでも時間外在校等時間は実際にあるところ です。それについては、最終的に目指すところを目指すとしつつも、段階的に達成できるような目標の設定が必要と考えております。

そのためにも、具体的な取組としては先ほどの業務の見直しや役割分担の適正化という話をいたしました。県教育委員会としても、学校現場の事務負担の軽減につながるような業務見直しは必要だと思います。当然地域の方々、PTAの方々との間で——今回の計画の中では国も業務の3分類といった考え方も示しておりますけれども、そういったものも踏まえて、教職員の負担の軽減を具体的に行えるような視点での取組を設定して、それをプランの中に盛り込んでいく必要があると考えております。

○小西和子委員 よろしくお伺いします。

それでは、二つ目、教職員配置、産休代替の前倒し配置、代替者の確保についてですけれども、請願審査のときにも言いましたが、昨年度は98.5%しか教員を配置しようとしなかった。今年度の割合は幾らかということをまずお伺いします。昨年度と同様であるとするならば、それで働き方改革を進めることができるのか、併せて伺います。

○熊谷小中学校人事課長兼服務管理監 令和7年度における本県の義務標準法——公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づく校長、教諭等の充足率は98.5%でありましたが、令和8年5月1日時点では義務標準法に基づく校長、教諭等定数は6,284に対し教員配置数は6,236人になっており、充足率は5月1日時点で99.2%になっております。昨年度に比べて年度当初の欠員を減らすことができていることや、県の加配を必要な学校に措置できたことがその要因と考えております。

そして、働き方改革についてであります。この教職員の働き方改革については、県教育委員会として最重要課題と位置づけて取り組んでおります。学校現場では、教職員の欠員が生じている場合、担任や授業の代替、校務の追加割当てなどにより1人当たりの業務負担は増加し、その効果が十分に発揮されないことが懸念されます。

先ほど申し上げたとおり、昨年度に比べ年度当初の欠員は減らすことができっておりますが、引き続き市町村教育委員会と連携し、講師の確保、前倒し配置の活用などに努め、欠員の解消に向けて取り組んでまいります。

○小西和子委員 すごいですね、99.2%——100%まであと0.8ポイントでございます。これは、やはりほかの県と同じように100%を超えなければならない。そういうことですね。ですから、解消するための具体的な手だて——先ほどもお話がありましたけれども、100%

を超えるための具体的な手だてが必要だと思います。例えば新規採用者数の拡大などがあると思うのですが、どのようにして100%にしていくか、お伺いいたします。

○**菊地教職員課総括課長兼服務管理監** この充足率の関係ですが、先ほどの請願審査のときにもお話ししましたが、基本的には義務標準法上の定数が分母で、分子もその義務標準法定数上に見合った教員配置であれば、基本的には100%ということになるのですけれども、他県において100%を超えるところが発生している。1県1県確認したわけではありませんが、先ほどの請願の中にもあったように、33人学級などを県独自の財源で進めて、その部分の教員数が分子に入ってくる可能性が——文部科学省が計算するときに、そこを含めた計算になってもいいということですので、そういったものが分子に入ってくると100%を超えるということになるのではないかと考えております。

○**小西和子委員** ぜひ現場が実感できるような教職員配置にしていきたいと思います。では次に行きます。産休代替についてですが、1学期期間の前倒し配置に該当する教職員は、養護教員と栄養教職員を含めて何人であったかということと、6月1日時点で未配置はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○**熊谷小中学校人事課長兼服務管理監** 小中義務教育学校において、令和8年度の1学期に産休代替が前倒して配置されたのは、教諭が21名、養護教諭が5名でありました。また、6月1日時点での未配置は教諭が1名となっています。

高等学校は、前倒して配置されたのは教諭が1名でありました。未配置は、教諭が2名となっております。

特別支援学校は、前倒して配置されたのは教諭が4名でありました。未配置は、教諭が1名となっております。

○**小西和子委員** 高等学校にも配置されるようになったのですね。よかったです。以前は小中学校だけでしたよね。どんどん進めていっていただきたいと思います。

次に、前倒し配置を知らず、教職員の訴えにより初めて前倒し配置について知ったという校長がいたと聞いております。管理職への産休代替の前倒し配置について周知徹底するとともに、2学期以降も前倒し配置を行うべきと考えますが、現状はどうなっているのでしょうか。

○**熊谷小中学校人事課長兼服務管理監** 産休代替の前倒し配置については、教育事務所から各市町村教育委員会に対し説明しており、市町村教育委員会は各学校の校長へ必要な情報を伝達しているものと認識しております。該当者が所属している学校の管理職が制度を理解し、適切な運用を行うことができるよう、引き続き周知に努めてまいります。

また、2学期以降については、年度途中の講師確保が難しいという課題はありますが、これまでの取組の成果を踏まえ、可能な限り前倒し配置を実施してまいります。

○**小西和子委員** こういう校長がいたということは担当にお話しておきましたけれども、ぜひそのようなことのないようにしていただきたいと思います。

2025年度は、栄養教職員の産休代替が見つからない自治体があり、産前休暇に入っても

二、三日出勤せざるを得ない状況がありました。確実な代替者の確保を強く求めます。見解を伺います。

○熊谷小中学校人事課長兼サービス管理監 栄養教諭や養護教諭は、有資格者が少なく、県全体として代替者の確保に苦慮しているところであり、さらに年度途中における代替者の確保は極めて難しい状況があります。

昨年度の代替者が見つからなかった事例については、県教育委員会としても重く受け止めており、引き続き可能な限り早期に代替者を確保できるよう取り組むとともに、関係機関や市町村教育委員会とも連携を強化してまいります。

○小西和子委員 産休に入るということは、何か月も前から分かっているのですから、必死になって探してください。

そして、このような話があります。産休で休む方たちが、申し訳ありませんと言って休むのです。昔であれば、おめでどうと言って送り出されたものですが、今はそのような状態です。産休代替が見つからなくて、学校に迷惑がかかるという思いでいる。少子化対策に一番貢献しているのではないですか。それなのに、学校現場はそういう状態なのです。ぜひ対応をよろしくお願いいたします。

次に、平和教育の推進についてです。沖縄県名護市辺野古の事故は痛ましい事故でありましたが、そのことにより、平和教育に関して、文部科学省が教育基本法違反という結論を出しました。平和教育はとても重要であります。これまでも県教育委員会として当然推進するべく各学校に伝えていることと思いますが、今回の文部科学省が出した結論——教育基本法違反ということが教育の平和教育推進を萎縮させるようなことになってはならないと考えます。教育長の見解をお伺いいたします。

○佐藤教育長 平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質、能力を育成するために、小学校、中学校、高等学校それぞれにおきまして学習指導要領に基づき平和に関する教育を着実に推進していく必要があるとまず認識しております。

今回、沖縄県名護市辺野古の事故に関わりまして、文部科学省が法の当てはめ、解釈を示されたことについて、様々な御議論があるということは承知しております。その上で、県教育委員会としましては、児童生徒が歴史的事実を正しく理解し、命の尊さや平和の意義について主体的に考える力を育むことができるように、平和に関する教育のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

○小西和子委員 よろしくお伺いいたします。

次に、不登校対策についてであります。岩手県内の小中高校で 2024 年度に 30 日以上欠席した児童生徒は 3,351 人となり、前年度より 299 人増加し、過去最多を記録しております。2025 年度の状況については、まだ公表できないと言われておりましたので、それは聞くことができないのですけれども、学びの機会を失っている状況をどう打開していくのか伺います。

また、不登校を大量に出すシステムは、まさに制度公害であります。今の学校に子供を適

応させるということではなく、カリキュラムオーバーロード、つまり学習内容がかなりオーバーしているという状態を解消し、学校を多様な子供に合わせるというような岩手県独自の方向を示すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○**菊池生徒指導課長** 不登校児童生徒の学びの機会についてであります、学校が児童生徒にとって安心して通える場となるよう、魅力ある学校づくり、児童生徒一人一人に応じた多様な学びの場や居場所の確保が重要と考えております。

県教育委員会では、これまで校内外の教育支援センターの設置促進、1人1台端末を活用した場面での学びの推進、不登校児童生徒支援連絡会議における情報共有などによるフリースクール等民間団体との連携など、全ての子供たちの学びの確保に取り組んでいるところです。引き続き市町村教育委員会をはじめとする多様な主体と連携し、不登校児童生徒の教育機会の確保に取り組んでまいります。

○**佐々木義務教育課長** 多様な子供に学校が合わせるという考えについてであります、各学校において多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂するためには、児童生徒及び教職員に時間的、精神的な余白を生み出す柔軟な教育課程を編成、実施することが重要であると認識しています。

現在国においては、学習指導要領の改訂に向けた議論の中で授業時数の弾力化や裁量的な時間を生み出すことができる制度の導入が検討されており、子供の個性や特性に応じた学びを実現する方策の一つとして期待されるものであります。

本県においても、公立小中学校3校が教育課程柔軟化に関する国の研究に手を挙げて、地域や児童生徒の実態を踏まえ、多様な子供たちを包摂する教育課程の在り方を研究しているところであります。

今後は、こうした事例を本県のパイロットモデルとして全県への普及を図りながら、教育課程の見直しと柔軟性を一層推進し、全ての子供たちが安心して学び、自らの可能性を発揮できる学校づくりに取り組んでまいります。

○**小西和子委員** 本気になって取り組んでいかなければならないと、私自身も思っております。

次に、全国学力調査についてです。大槌町林野火災による休校明けに全国学力調査を強行した理由をまずお伺いします。

○**大村学校教育企画監** 大槌町林野火災の発災と全国学力調査の実施についてでございますが、県教育委員会といたしましては、4月22日の発災直後から大槌町教育委員会及び文部科学省とも情報共有を行いながら、児童生徒の安心、安全の確保と日常生活、学校生活の平常化を第一に考えて町教育委員会と密に連絡を取ってまいりました。

まず、発災翌日の4月23日に実施予定でございました国語、算数・数学の2科目の調査についてですが、大槌町教育委員会の判断により各学校は休校となり、国が定めた実施期間内での実施を見送ることとしたと承知しております。

5月1日に休校が明け、その後実施されました中学校英語——話すことについてですが

——火災及び在籍する児童生徒の状況を十分に考慮した上で、大槌町立大槌学園は5月20日、大槌町立吉里吉里学園中学部は5月27日に調査に参加したと報告いただいております。

なお、国の調査期間内での実施を見送った国語、算数・数学についてですが、大槌町教育委員会と各学校においてよく相談し、火災の状況等を十分に考慮した上で、5月14日以降、無理のない範囲で、既に届いていた問題冊子等を活用した学習に取り組まれたと承知しております。

なお、こちらにつきましては、国としての正規の実施ではございませんので、調査結果における平均正答率の算出等には含まれないものでございます。

○小西和子委員 答弁が長い。

全国学力調査の唯一のメリットは、個人票による子供たちへのフィードバックだと考えますが、子供たちへのフィードバックは一切なし。県の傾向を知りたいだけならば、抽出調査で十分ではないか。子供たちの学びの振り返りにもならない数値を集めるために、災害明けの貴重な時間を削ってまで全数調査にこだわる意味がどこにあるのか伺います。

また、災害復旧の最中にある子供たちの負担を顧みず、県の平均点算出のために調査実施を強行した行政の姿勢はいかがなものか。このような判断を行った行政側の対応についてどのように考えるのか、教育長の見解を伺います。

○大村学校教育企画監 まず、先の質問についてお答えさせていただきます。

全国学力・学習状況調査の全数調査についてですが、義務教育の機会均等と、その水準の維持の向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるといった国の教育施策の目的のために行われているものでございまして、全数調査、抽出調査といった調査の方式につきましては国において検討すべきものと承知しております。

なお、大槌町における当該調査の実施状況に関しましては、先ほど御答弁いたしましたとおりでございまして、県としては児童生徒の安心、安全の確保と日常生活、学校生活の平常化を第一と考えつつ、町教育委員会等の相談に応じながら、必要に応じた支援に取り組んだところでございます。

また、国の調査として実施された中学校英語でございますが、子供たち一人一人に対し、国からの個人票によるフィードバックが予定されているところでございます。

○佐藤教育長 災害時に最優先とすべきは、やはり児童生徒の安心、安全の確保と学校生活の平常化であります。今回の発災に際しまして、大槌町教育委員会及び各学校におきましても、こうした考え方を踏まえつつ、先ほど学校教育企画監から答弁があったような経過をたどりつつ、国語、算数・数学の正規の調査実施を見送るなど、慎重に検討を重ねた上で、各種対応となったものと承知しております。

県としては、引き続き調査の実施ありきではなくて、児童生徒と学校現場の状況を最優先に適切に対応してまいりたいと思います。

○小西和子委員 運動会で疲労こんぱいしている中で実施したという大槌町立吉里吉里学園中学部からの声でした。

最後です。タブレット端末の利用についてですが、松本洋平文部科学大臣から、災害などの非常時において1人1台端末などを活用し学習を行うことは、学びの継続を円滑に行う観点から有効と考えている、同時に今回の台風6号において1人1台端末が活用され大変よかったという発言がありました。

本県では、震災はもとより山林火災、台風などにより多くの犠牲がありました。この多くの犠牲の中には、私たちの想像を超えた災害によるものもあったと考えられます。タブレットでの学習を推進することが、想定できない災害への対応の遅れとなる可能性もあります。災害時におけるタブレット端末の活用に対する文部科学大臣の発言をどう解釈するか伺います。

また、東日本大震災津波の教訓から、本県では復興教育に取り組んでおります。震災という痛ましい経験ではあるが、その中から学んだことを風化させずに語り継いでいく本県独自の学びだと考えます。文部科学大臣の発言には、学びの継続を円滑に行う観点から有効という発言がありますが、本来災害時に生きるための備えや他者との共助、災害情報を収集して適切に判断する力など、多方面において生きる力が育まれていると考えますが、その学びを軽視した発言とも捉えられるのではないのでしょうか。この点について、どうお考えなのか伺います。

○亀山高校教育課長 災害時におけるタブレット端末の活用についてであります。災害時には、まずは安全な場所への避難や今後の災害等に備えるなど、自らの身の安全を確保することが何よりも重要です。その上で、安全が十分に確保された段階において、1人1台端末なども活用して学習を行うものと考えております。

また、1人1台端末は、オンライン授業による学習支援のほか、児童生徒の健康確認や情報共有など、災害時の連絡手段の一つとして効果を発揮するものと考えております。

県教育委員会といたしましては、児童生徒の安全の確保や災害への備えを最優先するという認識の下、その上で1人1台端末なども活用した学習を進めてまいりたいと考えております。

○小西和子委員 ありがとうございます。終わります。

○高橋但馬委員 それでは、質疑させていただきます。

盛岡一高バレーボール部の事案をめぐることは、真相究明と再発防止、そして何よりも生徒たちの安全な教育環境を取り戻すため、本議会に対して調査検証委員会設置についての請願が提出され、採択されました。この請願は、苦しんできた生徒や保護者の切実な訴えを受け止めた重い民意の結晶であります。

請願が採択されてから1年という大きな節目を迎えました。風化させてはならないという強い決意の下、現在までの進捗状況と今後の県教育委員会の姿勢について、以下3点にわたり具体的に伺います。

まず一つ目、請願採択から1年間の進捗状況と客観性の担保について。請願採択からこれまでの1年間における調査検証委員会設置に向けた進捗状況について伺います。この委員会での調査検証作業は、県教育委員会や学校組織の論理から独立して機能させることが大前提であります。外部有識者による客観的かつ徹底的な検証をどのように担保しようとしているのか、見解を求めます。

○石川教育企画推進監兼サービス管理監 まず、請願採択後の進捗状況についてでございますけれども、令和7年7月の請願採択を受けまして、9月補正予算成立後、昨年10月下旬以降に請願者と打合せもさせていただいているところでございます。今年は3月から5月にかけて3回、請願者と直接お会いさせていただく機会をいただきまして、調査検証に関して意見交換をしたところであり、その際請願者からは、調査主体や運営など調査検証の在り方や委員の構成や処遇等について御要望をいただいたところです。

現在は、委員会の構成等に係る事務や予算の具体的な調整をさせていただいているところであり、請願者からいただいた御要望を踏まえ、できるだけ速やかに調査検証委員会を設置できるよう対応しているところでございます。

次に、客観性の担保についてでございますが、県教育委員会は今回の調査について事務局としての事務等も含めて一切関与しないものであり、調査対象を含め、どのように調査検証を行うかについても、設置された調査検証委員会において決定するものと考えております。

また、調査検証に当たる外部有識者の選定につきましても、請願者の御推薦を踏まえて行う想定でございますので、これらにより請願者が望まれている公正な立場からの調査検証を担保してまいりたいと思います。

○高橋但馬委員 基本的には、県教育委員会が関わらず、調査検証委員会に任せるという認識でよろしいですね。

それでは、次に、生徒、関係者のヒアリングにおける心理的安全性への配慮について。調査検証において当事者である生徒、保護者、当時の関係者等へのヒアリングが行われるものと思いますが、その際の心理的安全性への配慮について伺います。

事実関係の究明を急ぐあまり、対象者に過度な精神的負担や二次被害を絶対に与えてはなりません。安心して事実を話せる環境の確保や秘密保持の徹底、心理的ケアについてどのように図ろうとしているのか、現時点での考えを伺います。

○石川教育企画推進監兼サービス管理監 生徒、関係者へのヒアリングにおける心理的安全性への配慮についてでございますが、調査検証の目的としては、やはり事実関係の解明が最優先ではございますけれども、当事者や関係者の心理的安全性の確保にも十分配慮して取り組んでいくものと考えております。

こちらにつきましては、先ほども御答弁いたしましたとおり、県教育委員会としては事務局等も含めて調査内容に関わらないところですので、調査対象を含め、どのような調査検証を行うかについても、設置された調査検証委員会において決定するものと考えております。請願者から御推薦いただいた委員による構成を考えておりますので、その辺りは適切に対

応いただけるものと考えております。

○高橋但馬委員 次に、調査検証委員会での検討状況、結果について透明性ある公表の仕方と最終結論に向けた今後のタイムラインについて伺います。

請願採択から1年が経過しようとしている中、一刻も早く委員会を立ち上げ、県民や議会に対し調査検証がどこまで進み、どのような課題が見えてきているのかを適時適切に説明する責任があります。関係者のプライバシーの保護を最優先としつつも、県教育委員会として、隠蔽の疑念を招くことのないよう、どのような形で調査状況や結果の公表を進める方針なのか、今後のスケジュール感と併せて教育長に伺います。

○佐藤教育長 調査検証委員会における検討状況や結果の公表につきましては、請願者はもちろんのこと、県民や議会に対する説明責任を果たす観点から、可能な限り透明性を確保するということが重要であると考えております。

一方で、今委員からお話もありましたとおり、本件調査検証には個人情報や関係者のプライバシーに深く関わる内容が多く含まれることが想定されるところであり、当事者の権利、利益を保護しつつ、調査への影響や二次被害の防止にも配慮が必要であろうと考えております。このため検証結果につきましては、検証委員会において検証、その結果の公表等も御議論していただく必要があると思いますが、検証結果については個人が特定されないように十分配慮した上で、公表可能な内容を丁寧に取りまとめていただいて、県民や議会に説明していただくというか、我々がする格好になるだろうと思いますが、説明していく必要があると思います。

今後のスケジュールにつきましては、現在調査検証委員会の設置に向けた準備を鋭意進めているところでありまして、まずは速やかな立ち上げに努めるということが最優先でございます。現時点におきまして、最終結論までの具体的な時期をお示しするということは困難な状況ではありますが、拙速に結論を得ることなく、正確性と客観性を確保しながら、可能な限り速やかに検証を委員会に進めていただいて、その結果を報告してまいりたいと考えております。

○高橋但馬委員 請願が採択してから1年間という期間がもう既に過ぎてしまっている段階にありまして、検証するためにはしっかりと県教育委員会で、そこに取り組む姿勢を見せることが請願者に向けた誠意だと考えますので、その辺よろしく願いいたします。以上です。

○菅原亮太委員 私からは、大きく2項目質問させていただきます。

まず一つ目、県立金ケ崎高等学校についてであります。令和8年度から県立金ケ崎高等学校は2学級から1学級校となり、県立高校再編計画では令和10年に廃校というか、募集停止となって県立水沢高等学校と統合するという形を取ります。この県立金ケ崎高等学校は、令和8年4月から1学級となりましたので、要は地域校という扱いになるかと思います。県立高校再編計画におきましては、1学年1学級校の普通高校については地域校とし、地域における学びの機会を保障しますという記述がございまして、現在、県立沼宮内高等学校、県

立零石高等学校、県立大迫高等学校、県立前沢高等学校、県立花泉高等学校、県立住田高等学校、県立山田高等学校、県立宮古北高等学校、県立大野高等学校、県立伊保内高等学校の10校が地域校として存続しています。

今回の議案にもあったように、県立大野高等学校は入学志願者が20人を2年連続下回ったということで募集停止となりましたけれども、そうであるならば、県立金ケ崎高等学校も同じように1学級校——地域校として扱って、2年連続で入学志願者が20人を下回ったならば、県立大野高等学校のような判断をしてもいいのではないかと。まずこの県立金ケ崎高等学校は1学級校として存続すべきでないかということを改めて申し上げたいと思いますが、県教育委員会の見解を伺います。

○**田山高校改革課長** 県立金ケ崎高等学校についてであります。第3期県立高等学校再編計画の策定に当たりまして、地域検討会議等において様々な御意見、御要望等をいただいたところでございますが、入学志願者の状況であるとか、地元中学校からの進学率、あるいは近隣の高校の立地状況等を踏まえまして、地域校云々ということではございませんが、再編計画におきまして令和10年度に募集停止し、県立水沢高等学校との統合を行うと定めたところでございます。

また、県立金ケ崎高等学校の校舎につきましては、県立杜陵高等学校奥州校の定時制及び通信制課程の機能を集約して移転し、活用すると定めたところでございます。

○**菅原亮太委員** あくまでも見解としては募集停止ではなく、そしてこの再編計画プログラムにおいて県立金ケ崎高等学校は、募集基準——廃止の基準には合致していないけれども、再編プログラムでこのように令和10年度に廃校としたという答弁かと思います。

これは、私もここ1年にわたってずっと取り上げてまいりましたので、もうこれ以上話をしてもなかなか進展はないかと思っていますが、次の段階として少し質問していきますけれども、今の県の見解としては、県立金ケ崎高等学校は地域校としての存続は考えていないということでありましたが、先ほど答弁があったように、県立杜陵高等学校奥州校が県立金ケ崎高等学校の空き校舎に移転するということでもあります。移転された場合、現在の県立杜陵高等学校奥州校は定時制と通信制がありますけれども、定時制の人数も増え、教室も結構手狭になっております。また、通信制の人数も増えて、通信制といえども学校に行かないといけなかったりするというところで、県立水沢商業高等学校の一角をお借りしているという状況でありますので、県立杜陵高等学校奥州校が県立金ケ崎高等学校の空き校舎に移転することで、学習環境は向上されると予想していますが、さらにこの環境を利用して、県立杜陵高等学校奥州校としての機能を深化させていくことも必要ではないかと思っています。

そこで伺いますけれども、県教育委員会としましては、県立金ケ崎高等学校の空き校舎に県立杜陵高等学校奥州校が移転した後の取組についてどのように考えるか伺います。

○**田山高校改革課長** 県立杜陵高等学校奥州校の移転後の取組についてでございますが、御紹介がありましたとおり、県立杜陵高等学校奥州校は現在定時制と通信制が別々の校舎となっております。これを現在の県立金ケ崎高等学校の校舎へ集約しようとするものでござ

ざいます。これによりまして、使用できる教室の数や種類が増え、校地面積が広がるとともに、通信制の生徒が平日、スクーリングと言いまして、学校に通うこともございますので、これが他校の生徒を気にすることなく通うことができるといったように、学習環境が従来よりも向上するものと見込んでおります。

加えて、定時制と通信制の生徒の交流による授業や行事の活性化、あるいは定時制の生徒の通信制科目の履修など、集約を契機にした機能の深化につきましても、さらに検討してまいりたいと考えているところでございます。

○菅原亮太委員 機能の深化について考えていくという御答弁をいただきました。教育長にお伺いしたいと思いますが、県立杜陵高等学校奥州校の今後の在り方や取組について、今学びのニーズが多様化していることへの対応を含めまして、教育長のお考えを伺いたいと思います。

○佐藤教育長 県立杜陵高等学校奥州校の現県立金ヶ崎高等学校への移転を契機に、さらに機能を深化させたいということについて、今高校改革課長から御答弁申し上げたとおりでございますが、先般決定いたしました第3期県立高等学校再編計画の方針としましても、定時制、通信制高校への入学者数の推移や国の動向等を注視するとともに、不登校や教育上特別な支援を必要とする生徒の増加等に伴う役割の変化や、機能強化等に取り組むと計画で定めております。

今般の集約を機に生徒の学びに対するニーズの変化、多様化に対し、県立杜陵高等学校奥州校が一つの拠点としてしっかり対応していけるように、既存の取組、枠組みにとどまらず、幅広い視点でこの機能強化等について様々検討してまいりたいと考えております。

○菅原亮太委員 ありがとうございます。今後の取組に期待したいと思います。

続きまして、北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための啓発について伺ってまいります。まず、北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる最重要課題であり、その解決のためには、一層の世論喚起が不可欠であります。特に、若い世代に、拉致問題は過去の出来事ではなく現在進行形の人権侵害かつ犯罪行為であることの理解促進が重要であります。

令和8年3月23日に岩手県議会におきまして、全員賛成で決議されました北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発を推進する決議におきましては、次のとおり記述がございます。

学校でのアニメめぐみ、映画めぐみー引き裂かれた家族の30年や拉致問題解説動画、電子漫画や拉致問題子供向けパンフレットなどの活用や、北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールへの参加などを通じて拉致問題に対する理解を促進していくべきであり、岩手県議会は北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発を推進し、さらなる取組の充実を図っていくことを強く求めると、先ほど申しました決議文に記載がございます。

そこで伺ってまいります。本県のこの拉致問題の啓発、教育の取組状況について伺いま

す。

○佐々木義務教育課長 理解促進に向けた教育であります。小中学校の社会科や高校の公民科の授業等において、基本的人権の尊重や国際社会における諸課題について学ぶ中で、拉致問題を国際社会における課題の一つとして取り上げ、児童生徒が正しく理解できるよう指導を行っております。

また、国が実施する拉致問題に関する教員等セミナーに県教育委員会事務局及び各教育事務所の指導主事を派遣しているほか、教員の参加を募り、拉致問題に対する認識を深め、事業改善等につなげるよう努めております。

さらに、国からの通知を踏まえ、アニメめぐみ等の動画の活用を各学校に促しているほか、拉致問題に関する子供サミットに人権教育研究指定校の代表生徒を派遣し、その内容を含めた取組を人権教育啓発リーフレットにまとめ、全県に配布して周知を図るなど、拉致問題についての理解を深める取り組みを推進しております。

○菅原亮太委員 今、アニメめぐみといった教材を学校に活用を促しているという答弁がありましたけれども、実際に活用されているかどうかといった状況はいかがでしょうか。

○佐々木義務教育課長 これらの啓発資料の活用状況に関する調査については、令和8年2月に文部科学省が学校における北朝鮮当局による日本人拉致問題に関する今後の取り組みに係る実態把握ということで調査を行っております。各市町村教育委員会から直接回答するものになっていて、国が取りまとめている段階だと思われます。国から調査結果が公表された際には、本県の活用状況に関する実態や課題を踏まえて、理解促進に向けた効果的な取組を進めることができるよう努めてまいります。

○菅原亮太委員 国が今取りまとめているということですが、その公表時期はいつ頃になりますか。

○佐々木義務教育課長 現時点では、公表の時期は特に知らされていないところではあります。2月に実施した調査でありますので、国の調査であればおよそ半年後ぐらいに公表されるので、近々と考えております。

○菅原亮太委員 他県の学校でも、アニメめぐみといった教材の活用がされているようで、広島県は、実施率も調査しているようですが、その広島県でも実施率が低いといった状況を広島県の議員が指摘されているといったところもございます。あくまでも国の調査を待つということですが、本県としてその活用促進のため、どのような課題があつて、それに対して県教育委員会としてどう対応していきたいと考えているか、見解があれば伺いたいと思います。

○佐々木義務教育課長 拉致問題に関する被害者家族等の話を聞くことは、この問題に対する理解を深める上で大変重要なことであると認識しています。しかしながら、子供たちや各学校が、講師あるいは被害者家族等の話を直接聞くということはなかなか難しい状況にありますので、映像資料等を活用していくことが重要ではないかと考えております。

また、先ほどもお話ししました子供サミットに参加する教員と子供につきましては、直接

被害者家族の話聞くことができます。このような先進校の取組を県内に広げていくということで、先ほども申し上げましたが、人権教育の一部に大きく位置づけて、リーフレットに盛り込みながら、各学校でもその取組を見ていただくことができるようにする方策を取っていくこととしています。

○菅原亮太委員 岩手県議会としても、このような啓発促進の決議を行ったのでありますし、やはり県教育委員会といたしましても、アニメめぐみなどのいろいろな教材を促すだけではなく、活用していただいたかどうかというところをしっかりと把握していただきたい。把握した上で、もし活用状況が芳しくなければ、どういった課題があつて、そのような状況になったのかというところをしっかりと調査し、県教育委員会としてさらにその活用を促していけるかといったところを支援していただければと思っています。

最後ですけれども、拉致問題に対する御認識、そしてまた啓発活動の取組について、教育長からも力強いお言葉をいただきまして、質問を終わりたいと思います。

○佐藤教育長 拉致問題は、日本の主権や国民の生命、安全に関わる重大な問題であり、喫緊の解決すべき国際的な人権問題であると認識しております。このため、児童生徒が拉致問題について正しく理解し、主体的に考える姿勢を育むということが重要であると認識しております。

県教育委員会としましては、先ほど義務教育課長からも答弁がありましたが、各学校において拉致問題に関する学習が適切に行われることを通して児童生徒が拉致問題についての関心と理解を深めていくとともに、人権尊重の意識が育まれるよう、取組の充実に努めてまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 それでは、最初に先ほど報告のあった県立大野高等学校の募集停止問題についてお聞きいたします。

報告を聞きますと、県立大野高等学校の入学志願者は、この3年間20人を割っているとはいえ、11人、13人、16人と着実に増加して、今年はいわて留学で東京都から1名入学するということです。私は、学校の努力が見える状況だと思います。入学者が増えていることをどのように受け止めているのか。今年はいわて留学も1名入ったことを県教育委員会はどのように受け止めているのかお聞きいたします。

○田山高校改革課長 県立大野高等学校の入学志願者数につきまして、今御紹介がありましたとおり、令和6年度11人、令和7年度13人、令和8年度16人という状況でございます。

若干増えている状況にはありますが、冒頭に御紹介申し上げました県立高校再編計画に基づく基準につきましては、2年連続して入学志願者数が20人以下であった場合は翌年度から募集停止と規定しているところでございます。様々な状況がございまして、1年様子を見たところではございますが、残念ながら3年目におきましても20人を切ったということが客観的な事実としてございましたので、基準を適用したところでございます。

○斉藤信委員 3年連続で入学志願者が20人を切った。確かに募集停止の基準は、こうな

っているのです。入学志願者数が2年連続して20人以下となった場合、原則として翌年度から募集停止とします。原則としてです。この3年間着実に入学者を増やして、いわて留学も今年初めて入学生を確保した。私は、この努力を評価する必要があるのではないかと思います。

そこで、入学者の状況について、大野地域からどのくらい入学しているのか。また、来年度の大野地域の中学校卒業生数の見通しはどうなっているでしょうか。

○田山高校改革課長 大野地区、旧大野村の卒業生の県立大野高等学校への進学状況でございますが、ここ3年に絞って御説明申し上げますが、令和6年度は38名の卒業生のうち11名が進学いたしました。令和7年度は43名のうち12名、令和8年度は34名のうち12名でございました。ならずと、大体3割前後という状況でございます。

○斉藤信委員 進学比率も着実に伸ばしていると思います。34名中12名——3割以上ですよ。全く地元から入らない小規模校もある中で、3分の1以上が県立大野高等学校に入っているということは、私は極めて重要な実績だと思います。

それで、今年度卒業する地域の子供は40名と聞いております。来年度は増えるのです。来年度受験する生徒が増えて、入学者が増える見込みがあるときに、画一的に募集停止することは教育的ではないと率直に思います。

県立大野高等学校の進学、就職の実績も示してください。

○田山高校改革課長 県立大野高等学校の令和7年度卒業生の進路状況について御説明させていただきます。

令和7年度卒業生は23名おりまして、進学が16名、就職が7名でございました。進学16名のうち、大学が7名となっております。

○斉藤信委員 この小規模な高校としては、私は進学でも立派な実績を上げていると思います。例えば、4年制大学ですけれども、岩手大学教育学部、岩手県立大学ソフトウェア情報学部、盛岡大学栄養科学部、八戸工業大学工学部、八戸学院大学健康医療学部や地域経営学部に入学しています。専門学校には8人入学しています。小規模な高校の中では、進学でも、地元就職でも、大変重要な成果を上げている。地域になくてはならない役割を果たしてきたのではないかと。昨日の朝日新聞の記事ですけれども、存続を求める2,420筆の署名が今年3月に県教育委員会に提出されたとあります。県立大野高等学校を守りたい、存続させたいという地元の皆さんの思いが3月に県教育委員会に届いていた。

これだけ頑張って着実に入学者を増やし、いわて留学生も増やし、来年は受験生も増える。こういう中で募集停止するというのは、私はあまりにも無慈悲なやり方ではないのかと思います。来年受験生は増えるのだから、いわて留学の成果も出たところであり、さらに見守るというくらいの度量が県教育委員会に必要なのだと私は思います。

先ほども紹介しましたがけれども、原則としてですから。2年連続して入学志願者が20人以下となった場合、原則として翌年度から募集停止ということですが、あくまでも原則なのです。

昨日の新聞報道で、株式会社ヘラルボニーの松田崇弥さんと松田文登さんは県立大野高等学校の卒業生だという紹介がありました。すばらしい先輩も出している。一時は中国からの留学生がいて、卓球で大活躍したという伝統もありました。

まだまだ、努力して成果を上げつつある。あと一歩のところまで来たというところで、募集停止というのではないのではないかと思います。そういう地域の思い、地域の努力——成果が上がっていないということだったら、やむを得ないですが、不十分でも、その基準まで行かなくても、確実に成果を上げてきた中で募集停止ということは、私は考える必要があるのではないかと思います。

実は私、この間県立大迫高等学校に行ってきたのです。県立大迫高等学校は、今年 11 名のいわて留学を集めたのです。何でそのようなことになったのかと校長先生に聞いてきたのです。県立大迫高等学校はいわて留学の取組が結構長いのです。5 年、6 年ぐらいの努力があつて、2 名、5 名、そして今年 11 名。最大の秘訣は、留学生自身が地域みらい留学のプレゼンテーションで自ら声をかけたら 40 組が県立大迫高等学校のブースに来てくれたということで、私はこの役割も大きかったのではないかと思います。一方で、県立大野高等学校は取り組み始めて 1 年目なのです。1 年目で 1 名確保した。今後、3 名、4 名という可能性だってあるのではないかと思います。そういうところを切り開いた途端に募集停止というのはあまりにも無慈悲ではないかと思います。いかがですか。

○田山高校改革課長 地域からの要望でありますとか、あるいは町の取組等につきましては、私どもも把握させていただいておりました。それから、地域みらい留学——いわて留学への取組が始まったということももちろん把握しております。

県立大迫高等学校のように、もう少し前からいろいろな取組がなされていれば、またいろいろな事情も変わったかもしれないという思いもございます。

それから、原則というお言葉がありましたが、原則でございましたので、1 年適用を見送ったということもございます。以上です。

○斉藤信委員 地元の高校が努力して確実に入学者を増やしてきた。いわて留学も、1 年目だけでも、1 名確保した。そして、地元の皆さんが 2,420 筆の署名も県教育委員会に寄せた。そして、来年度は受験生も増える。私はこのタイミングで募集停止はないのではないかと思います。

これは、県教育委員会の方針ですけれども、最終的には 8 月に開催予定の教育委員会議会で決定されるということなのではないでしょうか。そこまで余裕があるのだったら、今日の議論も踏まえて、私はあと 1 年、地元の努力を見守るという選択もあるのではないかと思います。最後、教育長に聞きましょう。そのぐらいの懐の深さを見せるところではないでしょうか。

○佐藤教育長 県立大野高等学校の募集停止ということにつきましては、我々も苦渋の決断と申しますか、確かに、来年は卒業生が増えるのですが、それ以降はそのような状況にはないということで、生徒の減小について、厳しい状況がある。また、確かに進学が 11 人、13 人、16 人ということですが、これは 3 学年で 1 学級という状況です。教員も、生徒たち

も一生懸命頑張っていただいています。一生懸命やっていただいて、進学、就職も委員からお話があったとおりであります。やはり切磋琢磨するという教育環境にはもうないという状況で、質の向上——これから社会に出たり、進学するときの子供たちの高校教育の質の確保といった意味では、我々からすればやはり望ましい状況ではないということから、高校改革課長から答弁がありましたとおり、原則2年連続で入学志願者が20人以下となった場合、翌年度で募集停止というところを1年見送った経過もあります。

いわて留学にもチャレンジするということですから、可能性もある。県立大迫高等学校が同じ状況にあったのですが、県立大迫高等学校は10名を超える生徒を集めたという状況の中で、今回苦渋の決断ではありますが、募集停止の決断をさせていただいたという状況でございます。

○**斉藤信委員** 地元の努力と地域の思いと来年度への可能性がありますから、最終決定ぎりぎりまで検討していただきたい。

県立大迫高等学校に行って感じたのですけれども、やはり小規模なところで学びたい、そして、自然豊かなところで学びたいと来る生徒もやはりいるのです。そして、進学の実績も、小規模校でこれだけの実績を上げているということも、私は本当にすばらしいと思います。教育環境も厳しい中であって、これだけの実績を上げたということは、よく評価していただきたい。

次に、盛岡一高バレーボール部事案の検証委員会について伺います。この検証委員会は、請願者とのやり取りの中で、再発防止岩手モデル策定委員会委員2名と、そして委員が推薦する弁護士の3名で構成するということまでは決まったのですね。

○**石川教育企画推進監兼サービス管理監** おっしゃるとおり、そのようなことで今進めているところでございます。

○**斉藤信委員** 今隘路になっているのは、日当ですか。日当があまりにも低過ぎるのですか。どうなのですか。弁護士は、もう具体的に決まっているのですか。

○**石川教育企画推進監兼サービス管理監** 今の状況でございますけれども、先ほど高橋但馬委員のときにも答弁しましたけれども、3月から5月にかけて直接請願者とお会いして、御意向を伺ったところでございます。そのときにこちらが当初予算で組んでいた中身と想定が違う部分もありましたので、予算の調整を行わなければならないということで、今内部調査を行っているところでございます。

今お話がございましたとおり、やはりこういった内容を受けていただくための報酬等も、一つの要素となっているところでございます。(斉藤信君「弁護士」と呼ぶ)失礼しました。

弁護士でございますけれども、御推薦いただいた弁護士をお願いするという方針は持っておりますけれども、今予算の調整を行っておりますので、予算を幾ら出せますという話ができない状況でございます。それが整い次第、具体の話を進めさせていただきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 日当、報酬がネックになっているということは、本当に残念なことです。い

ろいろな委員会がつくられていると思うのだけれども、全国と比較して、岩手県は低いのですか。そこら辺も含めて示してくれませんか。

あと、弁護士を頼むから高くしなければならない、ほかの人は低いということは、同一労働同一賃金の原則に反するのだと思うのです。やはり本当に大変な作業——専門家としての仕事をしてもらう、弁護士だろうが、大学の先生だろうが、私は同じ仕事をするのに報酬が違うということはあってはならないと思うのだけれども、そのことも含めて教えてください。

○石川教育企画推進監兼服務管理監 おっしゃるとおり、例えば県の審議会の委員ということで考えた場合に、日当は9,900円ですが、それでは低いというお話があったところでございます。そういったところ——いじめ調査委員などの委員に弁護士をお願いするとなると、これぐらいの報酬がなければということが示されているところです。全国比較等は今持ち合わせておりませんが、本県だけではないとは思いますが、そういった状況がございますので、十分調査いただけるような額を出せるような方向性に今内部で調整しているところでございます。

○斉藤信委員 ここまで延びているのですから、延々と調整していないで、決断するところは決断していただきたい。よろしくお願いします。

次に、平和教育の問題について私も質問したいと思います。同志社国際高等学校が沖縄県名護市辺野古での実習で死者を出すという大変残念な事件があった。生徒の安全対策と平和教育の問題は、別々に考えなくてはならないと私は思います。安全対策については、徹底して検証して、再びあのような事故がないように、たださなければならないと思いますけれども、それとセットのようにして、同志社国際高等学校がずっと行っていた平和教育そのものを教育基本法第14条2項違反とすることは、完全な逸脱です。このことは、たださなくてはならない。なぜかという、沖縄県への修学旅行を見直したとか、現場に行くところを見直したとか、もう既に平和教育に対して萎縮する状況が全国的に生まれているのです。これは、本当に大変なことで、実はこの問題については新聞各紙の社説でもかなりたくさん取り上げられました。朝日新聞、毎日新聞の社説、琉球新報、沖縄タイムス、京都新聞、東北地方でいうと河北新報、中国新聞、西日本新聞、東京新聞、その他たくさんの地方紙の社説が、これは行政の介入だと、間違いだと、厳しい指摘が出ているのも事実です。

そこで、先ほど教育長も立派な答弁をしましたがけれども、教育基本法はどうなっているか。第1条、教育の目的。教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。これは、教育基本法で一番大事な教育の目的です。平和で民主的な国家及び社会の形成者、これを受けて第14条は、政治教育の項目ですが、良識ある公民として必要な政治的教養が教育上尊重されなければならない。要は主権者教育、平和教育の重要性をうたっているのです。そして、第14条第2項で、法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

同志社国際高等学校が行ったことは、第14条第2項に違反していません。特定の政党を支持したり、これに反対するような学習は行っていないのです。文部科学省は、総合的に勘案したと言っています。そのようなことで教育基本法違反は判定できないのです。具体的な事実に基づいて、この条項に反すると判断しなかったら、これは行政の介入になるのです。

教育基本法第16条は教育行政の項目ですが、教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。この不当な支配の対象は、国家、行政だと思います。今般のやり方は、残念なあの事故を口実にして、教育基本法第14条第2項違反と判断したのは戦後初めてなのです。それも具体的な事実を示すことなく、まさに行政の介入でこういうことをやった。これは許されない。私は、このようなことで、県内の平和教育が萎縮することがあっては絶対ならないと思いますけれども、教育長、どのように受け止めておりますか。

○佐藤教育長 同志社国際高等学校の沖縄県での研修旅行中における事故は、本当に大変痛ましい事故でありますし、学校安全という点で申し上げますと、同じ時期に新潟市の北越高等学校が部活動中の移動中に大変な事故を起こしたということで、命と安心、安全というのは本当に最重要だと思いますので、学校安全の徹底を図っていかなければならないということは、委員からお話があったとおりだと思います。

それから、同志社国際高等学校のこの事件に対する文部科学省の具体の事案についての法の当てはめや解釈がなされたということですが、それについては様々御議論があることは先ほど申し上げたところでございます。我々として国における法の当てはめについてコメントするという事はなかなか難しいところではありますが、私どもとして言えますのは、まさに平和教育は本当に重要な、必要な、大事な教育だということでありましたので、これまでもしっかり、学習指導要領等、それから一般質問に対する御答弁でも申し上げたとおり、戦争被害に遭われた方のお話を聞くとか、遺構を回るとか、県内の小中高等学校で様々工夫しながら学習を行っていますので、しっかりやっていかなければならないということは申し上げたいと思います。

○斉藤信委員 地方紙を含めたたくさんの社説が、文部科学省の指導こそ教育基本法に関する政治介入だというように厳しく批判していることは、日本の民主主義は健全だとかえって思わせることだと思いますけれども、戦後初めての教育基本法第14条第2項違反ということを何の具体的根拠もなくやるということは、本当に許されない。これは、改めて厳しく指摘しておきたいと思います。

次に、部活動の安全対策、交通手段の調査結果が示されました。この調査結果の特徴と内容を示してください。

○熊谷保健体育課総括課長 部活動遠征の安全確保に係る実態調査についてであります。県立学校に対しまして、令和7年度の大会参加、遠征等の手続状況、営業自動車の利用、レンタカー利用等について調査したところです。結果についてですが、大会参加、遠征時の手

続につきましては、保護者承諾書等の関係書類を校長が最終確認した上で、適切に進められております。

営業自動車の利用に当たりましては、業者からの見積り、計画書等を書面で確認するなど、適切に対応しているところですが、営業自動車を利用したことがあると答えた一部の学校において、顧問が同乗していないケースがありました。しかし、いずれの場合も緊急車両として顧問が私用車等で営業自動車を追尾しているケースとなっております。

また、レンタカーの使用につきましては、本県では教職員自身が運転することをガイドライン等で定めておりますが、保護者が運転しているケースが6校、そして、業者の運転手つきで依頼したケースが1校ございました。

○佐藤ケイ子委員長 休憩させてください。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐藤ケイ子委員長 再開します。

○小林正信委員 スクールソーシャルワーカーについてお伺いしたいと思います。

まず、令和8年度のスクールソーシャルワーカーの設置状況はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○菊池生徒指導課長 令和8年度の配置についてであります。エリア型スクールソーシャルワーカーを教育事務所にそれぞれ1名、訪問型スクールソーシャルワーカーを全県で9名、本庁にスーパーバイザーを1名、計16名を配置し、県内全ての中学校区の相談に対応できる体制を整えております。

○小林正信委員 ありがとうございます。令和8年度は16名の設置ということで、了解いたしました。

このスクールソーシャルワーカーですけれども、各市町村で独自に配置しているスクールソーシャルワーカーもいらっしゃると思います。県で配置しているこの16名のスクールソーシャルワーカーと市町村のスクールソーシャルワーカーの連携や情報共有ということも今後大事になってくるのかと思いますけれども、市町村のスクールソーシャルワーカーとの連携について、県教育委員会としての連携ということも含めてお伺いしたいと思います。

○菊池生徒指導課長 市町村のスクールソーシャルワーカーとの連携についてであります。花巻市など六つの市町で令和8年度も引き続き10名を配置しているほか、新たに中核市である盛岡市が4名を配置したことにより、県と市町村合わせて30名のスクールソーシャルワーカーで対応する体制が整備されています。

これまで県教育委員会では、一般社団法人岩手県社会福祉士会との共同開催によりスクールソーシャルワーカー養成研修や、ネットワーク会議における講義や助言、岩手県いじめ問題対策連絡協議会における施策の共有など、関係団体や会議を通じて連携を図ってきたところです。

今後も連携をさらに深めるため、市町村のスクールソーシャルワーカーに対し、県教育委員会が主催するスクールソーシャルワーカー連絡協議会などへの参加を呼びかけ、情報共有を行うことにより、地域の支援体制の充実に取り組んでまいります。

○**小林正信委員** ありがとうございます。今、令和8年度から盛岡市が独自で4名のスクールソーシャルワーカーを配置されたということをお伺いいたしました。そして、市町村のスクールソーシャルワーカーと合わせて、県内全体で30名のスクールソーシャルワーカーがいらっしゃると認識しております。

ただ、市町村と県の待遇の差といったところも、しっかりと是正というか、同じようにしていてもらいたいということもあります。また、この盛岡市に新しく配置されたスクールソーシャルワーカーですけれども、まだ配置されて2か月、3か月くらいということですが、非常にうまく機能しているということを私もお伺いしているところです。

それは、要保護児童に最初に接するのが市町村——基礎自治体でございまして、その市独自で配置する場合は非常にスムーズにスクールソーシャルワーカーが市と連携して、要保護児童の相談支援に当たられているということで、昨年県のスクールソーシャルワーカーが盛岡市で対応した件数と、盛岡市のスクールソーシャルワーカーがこの2か月で対応した件数が同じくらいだということで、たくさんの相談支援をこの2か月で行っていると聞いております。

これを聞いたときに、やはり県としても、今までこのスクールソーシャルワーカーを県独自でしっかり16名、一生懸命財源も確保してきているというところもあるのですが、市町村独自で配置するスクールソーシャルワーカーを支援していくというか、市町村にスクールソーシャルワーカーをしっかりと配置していただくという取組も今後必要になってくるのかと思っております。

広島県や岡山県では、全市町村にスクールソーシャルワーカーが配置されている。そして、富山県では各市町村への配置を今進めているところと伺っております。

以前、県南地域のある小学校で結構大きな問題があったときに、スクールソーシャルワーカーが1か月に1回しか来ない、もっとたくさん来てもらいたいという相談もいただいたことがございます。岩手県としてもこれまで、先ほど申し上げたとおり一生懸命独自に配置していただいているのですが、今後の配置については市町村の配置も応援をしていく。今後は、どちらかというと市町村のスクールソーシャルワーカーの配置をメインにするというような方向性もあるのかと思うのですが、今後のスクールソーシャルワーカーの配置の方向性についてお伺いしたいと思います。

○**菊池生徒指導課長** 今後の配置の方向性についてであります。まずは相談件数が年々増加傾向にあり、児童生徒の抱える問題も複雑化、多様化していることから、スクールソーシャルワーカーの専門性の向上に加え、保健医療など多くの専門家との連携を強めていく必要があると認識しております。

また、委員御指摘のとおり、住民に最も近い基礎自治体である市町村との連携ということ

も大事だと思っております。

県としても、県教育事務所にスクールソーシャルワーカーが配置されていますので、県教育事務所を通じて市町村教育委員会等と連携し、地域の困難な課題に対応しているところでございます。

先ほども市町村のスクールソーシャルワーカーに県主催の協議会に参加していただいているということでお話させていただきましたが、今年度開催した協議会にも市町村のスクールソーシャルワーカー4人に参加していただいたところです。そういったことを継続するとともに、県全体としても適切に配置を行うことができるようにしてまいりたいと思います。

財源の部分についても、国に対して専門的な人材の派遣に対する財政支出の拡充を図るよう要望しておりますし、市町村のスクールソーシャルワーカーとの連携も図ってまいりたいと考えております。

○**小林正信委員** 盛岡市は中核市だということで、多分このスクールソーシャルワーカーの配置に国から結構な補助というか、交付金が出て配置できたのかと思っておりますけれども、やはり今申し上げたように、盛岡市の取組は非常にうまくいっているというところを県教育委員会としてもしっかり調査というか、把握していただいて、今後の配置の在り方あるいはスクールソーシャルワーカーの在り方をどうしていくのか、どうすれば一番スクールソーシャルワーカーが活躍して、しかも待遇もしっかりできるのかというところをしっかりと考えて、県全体のことを考えていっていただきたいと思いますが、最後に教育長から、何かあればお願いします。

○**佐藤教育長** 今生徒指導課長から説明がございましたとおり、盛岡市が今年度4名、新たにスクールソーシャルワーカーを配置したということで、その実績、活躍の状況については、今委員からお話のあったとおり伺っておりまして、よかったと思っています。実は、中核市の場合は県と中核市が同じ補助スキームで国から支援が受けられる。ところが、それ以外の市町村では補助がないものですから、県を通じて、県が自ら配置したスクールソーシャルワーカーに回ってもらっているという仕組みで、以前は中核市である盛岡市も県が対応していたのですが、やはり中核市だから独自にやってくださいということで分けてきたという経緯があって、そこで成果が出るということは望ましいことだと思います。財源確保の点で、そういう国のスキームがどうなのかと少し思っているところもありますので、今後、より現場にメリットがあるような格好で、そういう配置はやっていく必要があるのだろうということで、しっかり国ともそこは意見交換しながら、要望すべきものは要望して、意見は出すというようにしていきたいと思います。

○**佐藤ケイ子委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** なければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

この際、3時半まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐藤ケイ子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、ふるさと振興部関係の議案の審査を行います。

議案第1号令和8年度岩手県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費、第9項私立学校費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○内城副部長兼ふるさと振興企画室長 それでは、議案第1号令和8年度岩手県一般会計補正予算（第2号）中、ふるさと振興部関係の予算につきまして御説明申し上げます。

議案（その1）の8ページを御覧願います。ふるさと振興部関係の補正予算額は、第10款教育費、第9項私立学校費の2,375万円の増額でございます。

補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明いたします。予算に関する説明書の43ページを御覧願います。

第10款教育費、第9項私立学校費、第1目私立学校費の私立学校運営費補助は、光熱費をはじめとする物価高騰による影響が見込まれる私立学校の運営費に対し、私立高等学校等設置者が負担する電気、ガス、燃料料金のうち、価格上昇に伴うかかり増し経費の一部を補助しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○斉藤信委員 それでは、最初に部活動遠征の安全対策について、学事振興課でも県内私立学校の部活動の実態調査等をやられたということで、実態調査の内容について示してください。

○木村学事振興課総括課長 今回の調査の内容でございます。県では、部活動遠征等を含む校外活動における安全確保の取組状況を把握するため、国が示す安全確保事項に係る実施

状況でありますとか、交通手段、校外ルールの整備状況等につきまして、県内私立学校 70 校を対象に調査確認させていただいたところでございます。

調査結果についてでございますが、実施状況につきましては、全ての安全確保事項を実施している学校が 66%であり、未実施の事項がある学校が 26%となっているところであります。

交通手段につきましては、複数回答での割合となりますが、バス等の営業自動車や公共交通機関の利用が 60%を超える一方、私用車の利用は 39%、レンタカーの利用が 26%となっております。

また、校内ルールにつきましては、全ての安全確保事項等について整備済みの学校が 34%であり、未整備の事項がある学校が 58%となっておりますが、校外活動をほとんど実施していない 3 校を除き、全ての学校において今後整備を予定しているとの調査結果でございます。

○**斉藤信委員** 文部科学省の通知の全ての安全確保事項を実施しているのが 46 校で 66%ということで、あとの 34%は一部未実施とか、全て未実施。全て未実施というのは部活動がないところということですか。

○**木村学事振興課総括課長** そのとおりでございますが、活動として実施していないところと、該当なしというところも若干あります。

○**斉藤信委員** 問題になるのは、部活動遠征等の交通手段です。営業自動車は 46 校、66%になっていますけれども、恐らく年に何回か利用して、通常の利用ではないのではないかと思います。今は燃料代や人件費が高くなるため、1 台でも借りると数十万かかります。正規の大会などのときは使うかもしれませんが、恐らく日常的な部活動の遠征では、私立学校の場合は学校のバスが 40 校、57%あり、マイクロバスを含めて大体バスを持っている。それで足りないときはレンタカーだと思いますけれども、それが 18 校、26%、私用車——先生や保護者の車が 27 校で 39%ということで、私が聞く範囲では、私立学校はやはり部活動が高校のブランドのようなところがありますので、サッカー部ではレベルによって、東北レベルのリーグ戦、県内レベルのリーグ戦——県内レベルでも A 級、B 級、C 級あって、そうするとリーグ戦が恒常的に開かれるのです。東北レベルは県立盛岡商業高等学校と専修大学北上高等学校の 2 校のようですが、あとは県内の A リーグ、B リーグ、C リーグという形になって、土日の休みがないような感じなのです。

学校の車を監督、部長、コーチが運転する。ただ、この監督、部長、コーチは、試合中休んでいるわけではないのです。練習試合の場合も、仕事をしながら、そして行き帰り運転してということですから、本当に大変な状況にあると思っています。毎週土日にそのように練習試合が組まれている、そのような遠征が日常的に行われているという実態をどのように把握されているでしょうか。

○**木村学事振興課総括課長** 私立高校における部活動の実態の把握でございますが、県では令和 6 年 1 月に岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方に関する

方針を策定しているところございまして、部活動の適切な実施に向けた体制整備、合理的かつ効果的な活動の推進や適切な休養日等の設定などについて、基本方針を示しているところでございます。

この方針につきましては、県立高校に加え、私立高校にも通知し、その趣旨や内容の周知を図っているところございますが、これまで私立高校から部活動の実施に関して特段の懸念や課題は示されておらず、各学校において県の方針を踏まえながら部活動が実施されているものと認識しているところございます。

○**斉藤信委員** 土日にリーグ戦や練習試合が組まれているという中で、公立中学校の学校部活動における地域クラブ活動への移行に向けた手引きでは、週2日休みなさいと記載されているのです。都会は、私立でも平日に休むところが多いそうです。田舎になると、そうではなく、根性論で、毎日やっていないと落ち着かない。リーグ戦の在り方も、本当に毎週のように必要なのか。ほかにも大会があるのです。インターハイがあり、全国選手権があり、新人戦がある。だから、やはりそういう大会やリーグ戦の在り方を必要性も含めてよく吟味されなくてはならないのではないかと。

また、スポーツ医・科学の立場からは、やはり毎週休みもなくやるということが、生徒の身体的な成長、技術的な成長にとって決してプラスではないのではないかと。野球の名門チームでも、練習時間は3時間に限定して、休みも取って、集中力を生かしてやっているというところも紹介されているのです。必要な休養、休息をしっかりと取りながら、集中力を高めるような部活動の在り方というものがやはり必要ではないかと。私は、その点が大変気になっているのですけれども、そのようなことも含めて、今部活動の在り方、安全対策を考える必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○**木村学事振興課総括課長** 私立高校のスポーツ医・科学的な部活動の考え方でございますが、各学校の方針に基づき自主的に独自性を発揮しながら実施しているものであって、その主体的な取組を尊重することが基本というところが県の立場ではございますが、一方で生徒の心身の健康への配慮が重要であると認識しておりまして、必要に応じて情報提供や助言を行いながら、各学校において適切に部活動が実施されるよう対応してまいります。

○**斉藤信委員** 先ほどの報告にもありましたけれども、文部科学省通知の内容に係る学校の運用ルールについて、整備済みが24校、34%で、一部未整備が6校、9%、未整備が34校、49%ですから、やはり文部科学省通知に基づく運用ルールそのものがしっかり整備されていない。これはすごく深刻なことだと思うのです。

新潟県の北越高等学校の事故を見ると、学校の言い分とレンタカーを紹介した自動車会社の言い分が違っている。一番ひどいのは、最近事故を起こしていたとんでもない人が運転していたという、本当に最悪のケースだったと思いますけれども、例えば学校の先生が運転する、保護者が運転するという場合に、やはりきちんとした健康状態の把握は最低限必要だと思います。部活動の顧問やコーチは熱血な人が多いのだけれども、疲れているときも疲れていると言わないような人たちが多いのです。それだけに、客観的にしっかり安全確保を徹

底するようにしないと、事故というのはいろいろな手だての間違いが重なって起こるので、そういうチェック機能がきちんと働けば最大限防止できるということもあると思うので、未整備のところはしっかり整備するし、昨日文部科学省が通知した中身を見ると、校長がしっかり遠征の計画を確認しなさいということのようですから、そうしたことをしっかり徹底していただきたいし、この際、私立学校の部活動の在り方にも踏み込んで検討される必要があるのではないかな。どうですか。

○木村学事振興課総括課長 学校における安全確保策の部分で未整備のところが 33%というところでございました。今回の通知においては、文部科学省で、改めてこういう確認をしてくださいという通知があつて、それに対して整備されているかどうかという照会をさせていただいたところでございます。問題はここから先、昨日の通知も踏まえて安全対策として、例えば委員がおっしゃられた当日の運転士の状況であるとか、そういった確認もしなさいと書いてあるところでございまして、そのようなところも含めて今後多くの学校が整備する——マニュアルをつくるということでございます。県といたしましては、昨日出た通知や今回の調査結果も踏まえて、改めて早期の整備と、あとは実際に運用していただくことが大切でございますので、各会議等でも繰り返しそのことについては助言、指導させていただく予定でございます。

また、私立学校の部活動の在り方についてでございますが、さきに紹介させていただいた方針の部分で、国が令和 7 年 12 月に改定いたしまして、今年度、文化スポーツ部で県版の方針の策定検討を進めている段階でございますので、そういった機会を通じながら、一般社団法人岩手県私学協会等と意見交換しながら進めてまいりたいと思っているところでございます。

○斉藤信委員 私が聞く範囲では、あまり校内で議論されていないということもありますから、一部の人たちだけでそういうマニュアルをつくるだけではなく、やはりシステム化して末端までチェックが行き渡るようなことをやらないといけない。あと、やはり休みを取らないでやっていれば、事故も起こるし、けがもするのです。そういうことも含めてぜひやっていただきたい。

二つ目です。岩手県立大学の就職状況等についてお聞きいたします。昨年度の卒業生の学部ごとの就職状況、県内就職状況を示してください。

○木村学事振興課総括課長 昨年度——令和 8 年 3 月の卒業生の学部ごとの県内就職率についてでございます。

4 大学部では、看護学部が 44%、社会福祉学部が 43.7%、ソフトウェア学部が 22.4%、総合政策学部が 47.9%となっており、合計で 38.4%、対前年同期比で 3.9 ポイントの減となっているところでございます。また、短期大学部につきましては、盛岡短期大学部が 61.7%で、対前年同期比 3.9 ポイントの減、宮古短期大学部が 60.0%で、対前年同期比 5.9 ポイント増となっており、4 大学部と短期大学部の合計は 43.1%、対前年同期比 3.5 ポイント減となっているところでございます。

○**斉藤信委員** 全体とすれば、マイナス9ポイントということで、少し残念な状況なのですが、何せ今は人手不足で競争が激しくなっている。そのような中で県内就職率を高めるということは至難の業だけれども、岩手県立大学の使命は、やはり岩手県の担い手を確保するということもあると思いますので、県内就職率を高めるための努力がどのように取り組まれているのか示してください。

○**木村学事振興課総括課長** 県内就職率の向上に向けて、採用活動の早期化に対応すべく、新たに県内企業を中心とした学部合同企業等説明会の開催回数を年1回から2回に増やし、対象年度も1年生からに拡充したほか、昨年度、県内の他大学と連携し、県内企業が行うインターンシップ等への参加促進を目的とした合同セミナーを初めて開催したところでございます。

また、各学部におきましても、それぞれ就職セミナーを開催しているほか、県内企業で活躍する卒業生を招きガイダンス等を実施するなど、県内就職率向上に向けて取り組んでいるところでございます。

○**斉藤信委員** 学部ごとに見れば、前年よりも伸ばした社会福祉学部とか、ソフトウェア学部は全体は低いけれども、それでも前年より上げたというところもあります。総合政策学部は前年60%が今回47.9%ということで、この落ち込みは少し問題だという感じもいたします。ぜひ今の売手市場という中で、県内の就職率を高める努力を抜本的に強化していきたい。

次に、岩手県立大学での各種奨学金の利用状況を示してください。

○**木村学事振興課総括課長** 岩手県立大学の奨学金制度についてでございます。主に独立行政法人日本学生支援機構による給付型及び貸与型の奨学金、岩手県立大学独自の制度である岩手県立大学学業奨励金による支援を行っているところでございます。

まず、日本学生支援機構の奨学金の令和8年4月末時点の実績でございます。給付型は650名で、うち314名が給付型のみとなっており、336名が貸与型を併用しております。貸与型のみは646名で、無利子区分が323名、有利子区分が247名、無利子と有利子を併用している学生が76名となっております。これらを合わせると1,296名が日本学生支援機構の奨学金認定を受けていることとなります。

また、学業奨励金でございますが、令和7年度において48名に対して支援を行っている状況でございます。以上です。

○**斉藤信委員** 日本学生支援機構は給付型、貸与型併用、貸与型のみというのがあって、合わせて1,296名ですが、これは重複なしで1,296名となるのですか。

○**木村学事振興課総括課長** こちらについては、重複はありません。

○**斉藤信委員** そうすると、これは学生の比率で何%ぐらいになるのでしょうか。

○**木村学事振興課総括課長** 割合を出そうと思ったのですが、今回挙げさせていただいた人数なのですが、令和6年度に多子世帯の拡充がございまして、令和7年度に所得制限なしの多子世帯の方も認定することになったのです。ただし、その方たちは世帯数が4名

の場合においては 600 万円が収入の上限で、それ以上の高所得者になると、基本的に奨学金は支給しないけれども、認定はするという形になっています。その内訳がまだ判明しておらず、この人数の中には奨学金そのものは借りていない方——支給されていない方も含まれているということで、割合は出せないという状況でございます。申し訳ございません。

○**斉藤信委員** 実は今日、NHKの朝の特集が若者の貧困で、私も驚いたのですけれども、この 10 年間で親の仕送りが 143 万円から 103 万円に減っているのです。だから、親も貧困になっている。そのような中で、学生時代に奨学金を借りて、大学を卒業するということに 350 万円、既に借金抱えて社会に出る。日本の政治の貧困を示しているし、今の時代は親の世代も、そして子供の世代も貧困になっていて、だから 350 万円の奨学金を借りた人はバイトをしているのです。だから、自分の必要な研究もできなかった。今の学生をめぐる状況は、本当に深刻です。先ほども回答がありましたけれども、給付型——第 1 種をもらっているのは 156 人だけですよね。第 2 種は貸与型なのですけれども、併用が 116 人いるのです。給付型は 1,296 名のうち僅か 156 名ですから、1 割強ということで、みんな借金を抱えている。奨学金は、ヨーロッパは給付制が主流です。日本の場合は、貸与型で有利子というものがある。大方は教育ローンなのです。これは本当に深刻な状況だということで、今日はお聞きいたしました。

最後ですけれども、授業料減免、入学金減免の状況をお知らせください。

○**木村学事振興課総括課長** 授業料の減免の状況でございます。岩手県立大学では、国の修学支援制度を活用し、年収約 600 万円未満の世帯を対象に——先ほど申し上げました世帯数 4 名の場合における数字でございますが——段階的に授業料減免を実施しているほか、岩手県立大学独自の取組として、年収約 460 万円未満の世帯を対象に、国の修学支援新制度に上乗せする形で授業料の全額免除を実施しております。

また、東日本大震災津波により甚大な被害を受けた学生を対象に、世帯収入に対して段階的な授業料減免も実施しております。

授業料減免の令和 7 年度の実績でございますが、各種制度を併用している学生もいるため、延べ人数となりますが、国の修学支援新制度による減免は、前期と後期で延べ 1,173 名に約 2 億 6,400 万円余、岩手県立大学独自の上乗せ及び対象者の拡大分につきましては、前期、後期で延べ 407 名に約 6,443 万円余、東日本大震災津波対応分としては、前期、後期で延べ 62 名に約 895 万円余の支援を行っているところであります。

○**斉藤信委員** 入学金減免についても聞きました。

○**木村学事振興課総括課長** すみません。入学金についてでございます。こちら、国の修学支援新制度を活用し、年収約 600 万円未満の世帯を対象に段階的に減免を実施しているほか、岩手県立大学独自の取組として岩手県立大学短期大学部からの編入学及び大学院入学を対象とした減免を実施しております。

また、これに併せ東日本大震災津波により甚大な被害を受けた学生を対象に入学期の減免も行っております。

実績でございます。令和7年度の実績でございますが、国の修学支援新制度による減免は215名に約4,150万円余、岩手県立大学独自の減免分は54名に約1,175万円余、東日本大震災津波対応分として20名に約406万円余の支援を行っているところでございます。以上です。

○佐藤ケイ子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 なければ、これをもってふるさと振興部関係の審査を終わります。

ふるさと振興部の皆様は退席されて結構です。

次に、文化スポーツ部から岩手県公会堂保存活用計画（素案）の策定について外1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○和田文化振興課総括課長 それでは、岩手県公会堂保存活用計画の素案について御説明いたします。

本計画につきましては、昨年12月定例会の常任委員会におきまして策定に着手することを御報告させていただいたところでございます。このたび素案を作成しましたので、概要について御説明いたします。

資料1枚目を御覧ください。1、岩手県公会堂保存活用計画の概要についてです。

（1）、保存活用計画とは、文化財保護法に基づく文化財の保存、活用を進める指針となる基本的な計画でございます。（2）、策定の目的は、令和9年に竣工100年を迎える公会堂について、次の100年の建物の保存、活用に向け、今後の方向性を計画として整備するものでございます。計画期間は、5年間としております。

2、検討の経過に記載のとおり、協議会を設置いたしまして、検討を行ってまいりました。

次に、内容が重複いたしますので、パワーポイントの資料で素案の概要を説明させていただきたいと思っております。パワーポイントの2ページをお開き願います。ページは右上に記載しております。2ページと書いているところをお開きいただきたいと思います。

まず、本計画の構成について記載しております。文化財保護法及び同法に基づく保存活用計画の策定に関する指針の内容を踏まえまして、資料記載のとおりとなっております。第1章で計画の概要、第2章以降、保存管理、環境保全、防災、活用について個別に計画を取りまとめております。

3ページをお開き願います。第1章、計画の概要について。右上の概要を御覧ください。本章では、文化財の名称、概要や価値、保護に向けた取組の状況や文化財の今後の保護に向けた課題について整理しております。

文化財としての価値は、本県の文化芸術の拠点、県議会の議場として建設され、創建当時の装飾が残る近代建築として重要な建物と認識しているところです。

次に、保護に向けた課題は、外壁や躯体に係る改修、修繕を10年以上実施していないことから、県民の利便性に配慮した整備を行うことが必要となっているところでございます。

4ページをお開き願います。第2章、保存管理計画については、右の概要欄のとおり、厳

密な保存を図る部分と必要な改変を可能とする部分に分類し、保護の方針を整理したところでございます。

保存状況につきましては、建物の外壁が全体的に劣化していて、スクラッチタイルの剥離や建物の一部も雨漏りのほか、大ホールの座席の老朽化により長時間の着席に耐え難いなどの状況にあるところでございます。

こうした状況を踏まえまして、下の表の定義により区分しまして、外壁あるいは会議室、大ホールなど、厳密な補強が要求される構造部分につきましては、保存や復元を行う方針としたいと考えております。また、事務室やトイレなど必要な改変が可能な保全部分は、活用または安全性の向上のために整備を行っていく方針としているところでございます。

5 ページをお開き願います。第3章、環境保全計画につきましては、右上の概要のとおり、敷地内の緑地や植栽、工作物の管理の状況等について整理しまして、敷地内を区域で分類して今後の保全に向けた方針を整理した部分でございます。

下の図の青い部分——建物周辺を整備区域と定義しまして、歴史的環境に配慮しながら、植栽や原敬の胸像などの工作物の適切な管理により環境保全を行うこととしております。

6 ページをお開き願います。第4章、防災計画につきましては、右上の概要のとおり、防犯対策、防災に向けた予防措置等の方針について整理した章でございます。

下の表の上から三つ目の耐震の欄を御覧いただきたいのですが、平成10年の耐震診断によりまして、耐震性はおおむね問題ないとされましたが、25年以上が経過しており、令和5年度の調査では、大ホールのつり天井の脱落防止策が必要とされているところでございます。このため、右側の対応方針のとおり、大ホールつり天井は利用者の安全性を最優先に改修を検討することとしているところです。

7 ページをお開き願います。第5章、活用計画におきましては、右上の概要欄のとおり、県民の幅広い利活用の実現に向けまして、活用方針と施設・設備の整備の方向性について整理しております。

活用方針につきましては、会議室はこれまで同様に貸出しを行い、大ホールについては、建築当初多目的ホールであったことを念頭に、広い空間を活用した多目的ホール化を目指すとともに、施設内見学順路の設定も検討していきたいと考えております。

その下、施設・設備整備の方向性につきましては、大ホールは多目的ホール化に向けた座席撤去と床フラット化、冷房などを整備することとしております。

最後に、8 ページをお開き願います。第6章、保護に係る諸手続は、右上の概要のとおり、保存及び活用に係る修繕等を行う場合に必要となる主な手続について整理した章となっております。

最後に、今後のスケジュールです。令和8年7月から8月に素案のパブリックコメントを実施しまして、9月に最終案の作成後、9月定例会の常任委員会で御報告申し上げたいと考えております。

また、資料2として素案の本体を添付させていただきましたが、こちらの説明は省略させ

ていただきたいと思います。

○佐藤ケイ子委員長 次に、田内スポーツ振興課総括課長。

○田内スポーツ振興課総括課長 スポーツ医・科学センター整備の基本的方向性（案）について御説明いたします。

本案は、今後パブリックコメントを実施し、成案の策定、公表に向けて取り進める予定としており、この場をお借りして御報告させていただくものでございます。

1、スポーツ医・科学センター整備に関する構想経緯について。県では、現有の県営スポーツ施設と併せて、改めてスポーツ医・科学センターの在り方について総合的に検討し、その結果を令和6年9月に県営スポーツ施設のあり方に関する報告書として公表しているところですが、この報告書では、スポーツ医・科学センターは競技力向上を図る観点から、本県におけるスポーツ医・科学の拠点として整備することが望ましいなどとしております。

2ページ目を御覧ください。スポーツ医・科学センターの基本的方向性（案）につきまして、便宜概要版により御説明させていただきます。

なお、本件につきましては別冊でお配りしておりますので、後ほど御覧いただきますようお願いいたします。

第1、はじめににありますとおり、本案は本県のスポーツ環境を取り巻く情勢の変化を踏まえ、有識者の意見を伺いながら、改めて基本的な考え方、整備についての必要な事項を取りまとめ、今後の設計、整備に反映させることを目的として策定するものでございます。

第2、現状と課題ですが、2の成果にありますとおり、これまでスポーツ活動支援と健康づくり支援を柱に取り組んできておりますが、平成28年の希望郷いわて国体をピークに天皇杯順位は下降傾向にあるなど、競技力の低下が課題となっております。

右側の第3、スポーツ医・科学センター整備の基本的な考え方ですが、コンセプトはスポーツ医・科学の知見を広く県民に還元し、県民のスポーツ・健康づくり活動をサポートするための研究、分析、情報発信の拠点をコンセプトとしております。

その下の第4、スポーツ医・科学センターが担う機能につきましては、これまで3回開催しております有識者懇談会において、特に多くの御意見をいただいている部分でありまして、このような御意見を踏まえてまとめたものとなっております。

3ページ目を御覧願います。第5、スポーツ医・科学センター整備の方向性ですが、1の整備の方法については、県営スポーツ施設の集約化により利用面における相乗効果が期待されるほか、整備費、人件費、維持管理費の縮減も見込まれることから、岩手県営体育館及び岩手県勤労身体障がい者体育館の集約化の検討の中で、当該施設と併せてスポーツ医・科学センターを整備することを基本として進めたいと考えております。

関係団体等との意見交換を図りながら、施設の規模や諸室をはじめ、スポーツ医・科学センターの管理運営、人員体制、関係団体との連携等について、引き続き検討を進めてまいります。

恐れ入りますが、1ページ目にお戻りいただきまして、2の今後のスケジュールでござい

ます。今後のスケジュールですが、7月から8月にかけて本案に係るパブリックコメントを実施後、第4回懇談会を開催して有識者の意見をお伺いし、10月には最終案を作成する予定としております。

また、委員の皆様には今後も随時御説明の場を設けさせていただきたいと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○菅原亮太委員 私は、スポーツ医・科学センターについて伺います。

先般、常任委員会で青森県スポーツ科学センターに視察に行っていましたけれども、その際に、担当の方に何で医・科学センターではなくて科学センターなのですかと伺いましたら、医の場合は、やはり医師や看護師の配置など、設備として、正直病院を一つ造るようなもので、そこまでの必要性がなかったので、青森県はスポーツ科学センターにしましたというお話がありました。それを踏まえて少し伺ってまいりたいと思います。

今回岩手県は、スポーツ医・科学センターということでありますけれども、改めてこの医を名のる場合、その定義とは何か伺います。

○田内スポーツ振興課総括課長 定義というお話ですけれども、公益財団法人日本スポーツ協会によりますと、一般的にスポーツ医・科学とはスポーツ医学、運動生理学、トレーニング科学、栄養学、心理学などの知見を統合し、科学的根拠に基づいた競技力の向上と健康の維持、安全なスポーツ環境の構築を支える分野と言われております。

施設の名称に医を名のるということですが、まさに施設の名称につきましては、それぞれ設置者の判断もあると思います。青森県はそのとおりスポーツ科学センターなのですが、栃木県の場合は、医師が常駐していないのですけれども、とちぎスポーツ医科学センターという名称になっております。

○菅原亮太委員 設置者の判断による。医者がいなくても医・科学と名のれる。栃木県はそうだという御答弁でした。次に行きますが、医・科学センターという名前にすることで、人員体制はどうしないといけないというような制限はあるのでしょうか。

○田内スポーツ振興課総括課長 人員体制ということでございますけれども、国のナショナルトレーニング施設等のスポーツ医・科学の拠点には医師が常駐しております。

今回お示しした基本的方向性の案でございますけれども、有識者会議における議論も踏まえまして、その意見の中では、医師の常駐を前提とするものではなく、必要に応じて医療機関等と連携を図りながら、トレーニングに関する資格を有したトレーナーなどが医・科学的知見を活用した支援を行うことがよいのではないかという御意見がありまして、そのようなことを前提として今回の基本的方向性案の中ではお示ししたところでございます。

本県では、これまでもスポーツ医・科学サポート事業という名前で、スポーツ医・科学的知見に基づいた競技力向上であるとか、県民の健康づくり事業に取り組んできております。また、当課に配置しておりますスポーツ医・科学専門員は、日本スポーツ協会公認のアスレ

チックトレーナーに加えて、柔道整復師、健康運動指導士など、医学的背景を持つ資格を有しております。そのほか、アスリート研修会や健康づくり講座では、医師、歯科医師、薬剤師などが講師を務めることもあるという状況で、こうしたこれまでの経緯も踏まえた背景から、今回お示した基本的方向性案におきましてはスポーツ医・科学センターとしたものでございます。

○菅原亮太委員 特に医があってもなくても、こうしなければいけないということはなさそうだという答弁をいただきました。ありがとうございます。

例えば医がつくことで、今は場所についてはまだ県営体育館や県勤労身体障がい者体育館の跡地に建てるのか、それともそれを集約した新しい場所に建てるのかということは未定ということですが、では建てる時に医がつくことで、国から補助金など、何か支援があるのでしょうか。

○田内スポーツ振興課総括課長 スポーツ医・科学センターに医師が常駐する診療所を併設する仮定しまして、その診療所部分の整備に対して、国の財政支援があるかどうかということについて申し上げますと、現時点でこのような施設整備に使うことができる国の補助制度はないと考えておりまして、一般的な施設建設と同様に、一般財源でありますとか、起債による対応が想定されるところでございます。

○菅原亮太委員 医・科学センターである必要性がよく分からないという印象を改めて受けたところであります。例えば岩手県スポーツ科学センターではなぜいけないかということとを改めて答弁いただければと思います。

○田内スポーツ振興課総括課長 いけないわけではなくて、あくまで現時点では基本的方向性の案ということで、我々としても仮称——仮の名前という認識でございます。

いずれ今後様々な中身や機能の話について、懇談会も含めまして議論が深まっていく中で、名称につきましても、併せて議論を深めていく機会を設けていきたいと思っております。

○菅原亮太委員 私が言っているのは、医がつくことによって、メリットがあればいいのですけれども、医をつけたことによって、例えば医師を常駐しないといけないなどということになると、逆に施設周辺の医師がいなくなってしまうというか、ほかのところに迷惑がかかってしまうのはよくないと思っています。医・科学であることで、何か大きなメリットがあれば、ぜひこれからも御説明していただきたいと思っていますし、パブリックコメントも含め、本当に医・科学センターである必要があるのか、そのような議論がこれからも必要なのではないのかと思っています。

大変失礼ですが、これは知事がマニフェストプラス 39 に掲げたところでもありますので、何かそれが独り歩きしてしまっているのではないのかという懸念も正直あります。そういうところも含めて、医である必要があるのかということ、人員体制などを含めて、また周りへの影響がないかといったところも含めて議論させてもらえればと思います。

○斉藤信委員 まず、岩手県公会堂の保存活用計画ですけれども、4 ページのところで、保存状況、建物外壁が全体的に劣化しており、スクラッチタイルの剥離が発生しているとあり

ます。県公会堂は、歴史的な建造物になるのだけれども、古ぼけたまま保存されているのです。山形県にある昔の校舎は光っているのです。これはどのような違いなのか。磨いたらきれいになるのか。剥離もされておりますから、この機会に、光るところまでいかなくても、くすんでいるようなところは打開できないのかと思います。

あと、大ホールなのですけれども、大ホールの座席は老朽化が進行して、長時間の着席に耐え難い状況となっている、床面もひび割れが多く発生しているということですが、これは厳密な保存が要求される部分になっていて、この大ホールは、座席、床含めて大規模な改修が必要だということではないのでしょうか。

○和田文化振興課総括課長 まずは、外壁の話になりますが、スクラッチタイルというものは基本的には保存して、今あるものをしっかり使うということが現実的な考え方になるかと思います。落ちてしまって新たに付け加えるものは類似のものを探すといった形で修復していくことが原則的な修復の仕方になるかと思います。ぴかぴかになるかというと、スクラッチタイルですので、どうしてもそれほどぴかぴかにはならないのですけれども、しっかり頑丈に造り直すというようなイメージで、趣はそれほど大きく変わらないものになるかと思います。

それから、大ホールの関係ですけれども、大ホールはもともと建設当初、座席がない多目的ホールのような建物だったということもあり、座席を取り払うことで現状回復できるという状況もあります。まずは当時の状況に戻して、そこに椅子を並べるなりして、様々な催しに使っていくという考え方で計画を提示しております。

○斉藤信委員 スクラッチタイルそのものは保存だということですが、外壁のクリーニングをするだけでも、かなり違ってくるのではないかと。あと、大ホールの場合、そもそも多目的ホールだったのだということですが、今の利用状況を考えると、集会や講演会などに使われていますので、移動式の椅子にした場合に、座り心地がよくなるという保証はないのではないかと思います、その点いかがなものか。どのような活用を考えているのか。

○和田文化振興課総括課長 多目的ホールですので、建設当初はダンスホールなどにも使われていたという経緯もございます。一方で、移動式の座席を持つることによって会議もできますし、ステージもありますので、劇場的な使い方もできます。対応性が増すと考えているところでございます。

座り心地がよくなるのかという話になりますと、やはり現在の椅子はとても古いので、狭かったりして、座り心地は大分今の椅子は変わってきていますので、その空間で楽しんでいろいろな催物に関わっていただけるように、よりいいものを整備するという考え方で活用を促していきたいと考えています。

○斉藤信委員 県公会堂は、一等地にあるのです。交通の要衝というか、本当に全域からいろいろな交通機関を使って集まれるところですから、かなり積極的な活用ができる。そのように活用されるような方策をぜひ考えていただきたい。

あと、スポーツ医・科学センターなのですけれども、説明資料の1番目のところで、県営

体育館及び県勤労身体障がい者体育館の集約化と併せて整備を検討するということですが、大体方向性は八、九割固まっているというような表現と受け止めました。これはパブリックコメントを行うということですが、大体八、九割このような方向で考えているのか。

その下に、なお、県営体育館等を集約しない場合は、他の施設を活用した整備を検討すると記載があります。ここが何を言いたいのか分からなくなってくるのです。上のほうでは、集約化して併せて整備するとある。ところが、次の行には、なお、集約しない場合はと書いてあって、何か支離滅裂と言ってもいい。これはどのようなことなのでしょう。全く違うことを書いている。これでパブリックコメントを行うというのは、煮詰まらないままの問いかけになるのではないのでしょうか。どこまで煮詰めて提起しているのか。集約しない場合というのは、どういうことを想定して書いているのか。

○田内スポーツ振興課総括課長 御指摘のとおり、少し分かりにくい表現だと思います。要は、現在県営体育館と県勤労身体障がい者体育館の集約化に向けましては、今年度実現可能性調査というか、需要予測調査を実施しております。その結果——今年度末に調査結果が出ますが——どの程度の需要があるかという予測を踏まえて、来年度以降になると思いますけれども、規模とか、どこに建てるかとか、具体的に本当に集約するのか、それが必要なのかも含めて検討します。

したがって、現時点では両体育館を集約化するという結論にはまだ至っていない——検討中でございまして、もし集約化するのであれば、一緒にスポーツ医・科学センターも整備します。集約化しないという結論になれば、また別の方法を考えますということをございます。

○斉藤信委員 かなり前から県営体育館と県勤労身体障がい者体育館の集約化は打ち出されているのです。県民から意見を聞くというときに、まだ方向性が定まっていない。このような聞き方はないのだと思う。一定の方向性を示して、いかがですかと提示するべきである。議員定数等検討会議も様々議論したのだけれども、パブリックコメントの案は一本化したのです。この案は、何か相反することを書いているのです。このような聞き方はどうなのか。文章表現上は、下の行がなければ、もう八、九割は集約化だと受け止めたのだけれども、下の行があるものだから、何だ、これはと思った。どこにどう造るのか県民も分からないでしょう。

併せてお聞きしたいのだけれども、県営体育館と県勤労身体障がい者体育館を集約した場合に、これはどういうレベルで活用できる体育館になるのでしょうか。あとは、身体障がい者体育館ということですから、必ず障がい者も活用できるのだと思うけれども、集約化してどのような機能が強化されるのか、どういうレベルの活用が可能なのか。どうなのか。

○田内スポーツ振興課総括課長 集約化した体育館はどのようなレベル感になるのかというお話ですけども、まさにそれを今後検討していくために、需要予測調査を今年度実施することになっております。その調査や、県民へのアンケート調査などの結果を踏まえて、需要に基づく実現可能な規模、構成等を含めた集約化の在り方を今後検討していくことにな

るといような状況でございます。

○**斉藤信委員** もう少しストレートに聞くと、プロバスケットチームの試合ができるのですか。何リーグでしたか……

〔「Bリーグ」と呼ぶ者あり。〕

○**斉藤信委員（続）** Bリーグ。これは、観客席も必要だから、なかなか厳しい話になるかもしれないけれども、どのようなレベルで集約化するのか。単なる合理化、節約なのか、集約化してレベルの高いものができるのか。青森県スポーツ科学センターは、すごい運動公園の中にあるのです。運動公園そのものが広いということと、屋内の施設もやはりそれなりの規模で整備されていて、そういうところにスポーツ科学センターがあって大変驚いた。この二つの体育館を集約するぐらいでは、そのような大規模なものにはならないと思うのだけれども、何か夢を持てるような構想を示さないと、スポーツ医・科学センターの話だから、あるいは別の話になるかもしれないけれども、やはり同じところに造るということであれば、造られる体育館施設がどういう魅力あるものなのかということとセットで打ち出すべきではないでしょうか。

○**田内スポーツ振興課総括課長** 委員がおっしゃるとおり、一般社団法人岩手経済同友会でありますとか、盛岡市からも、アリーナ建設という声をいただいております。加えて、今全国的に数千人から数万人という単位の観客を収容する、いわゆるスポーツを見るということの主な目的としたアリーナ建設が進んでいる状況でございます。

このようなアリーナにつきましては、興行収入や民間投資の活用を前提として整備、運営されているものと承知しております。

そのような中、現在県では二つの体育館の集約化について検討しているところでございます。繰り返しになるのですが、両体育館の集約に当たっては需要予測調査を今年度実施しており、それによって、その施設の規模感といったものを決めていくということになっておりまして、現時点でアリーナのようなものにするかどうか、規模感がどの程度のものになるかという結論は、現在のところは持ち合わせていないという状況でございます。

○**斉藤信委員** では、その需要予測総調査はいつぐらいまでにまとまるのか。

○**田内スポーツ振興課総括課長** 需要予測調査につきましては、今年度事業として予算計上しておりまして、先日業者が決まり、今後委託契約を結んで、調査結果については年度末と想定しております。

○**名須川晋委員** スポーツ医・科学センターについて、関連して質問させていただきます。

ハード施設——県営体育館の建て替え等々の問題が、今財政的にもなかなか厳しい状況になってきて、しかも人口減ということで、非常に厳しくなっているのかと思っています。もちろんスポーツ医・科学センターはあってほしいし、先送りもできない課題ではあると思うのですが、ブラウブリッツ秋田のスタジアムについて、チェアマンがきちんとJリーグの試合をできるように整備してほしいと言ったところ、秋田県知事が非常に厳しい、そのようなことを言われても困るとはね返した事例も報道がありました。やはり建てろといっ

でも、なかなか厳しいのがこれからの世の中であると思います。

そうした中で、取りあえず手っ取り早くやるためには、来年富士大学にスポーツ健康科学部が設置されます。別に我田引水の話をしているわけではないですけども、ここに非常に優秀な学生が集まって、教授陣が集まって、健康に対する学びができるということで、学生も非常に優秀なスタッフになるということですから、私はぜひともここの活用を進めていくべきだと思うのでございます。

この案の取りまとめに当たった委員の中にも、富士大学の先生がお二人入っていらっしゃいますし、そのような状況も分かっていますので、早く造るためにも、富士大学との連携を図る必要があるのではないかと思います。

そうした中で、先ほど斉藤信委員がおっしゃったように、県営体育館等を集約しない場合は、他の施設を活用した整備を検討するという記載があるということで、私はこの紙背を読んでいるのですが、ここにはそのような施設の活用もあるのだらうと思うのですが、いかがでしょうか。

○田内スポーツ振興課総括課長 富士大学からは、昨年度、スポーツ医・科学センターをぜひ富士大学にというようなお話をいただいたところでございます。懇談会に富士大学の先生に2人入っていただいております、その中でもスポーツ医・科学センターを富士大学にというようなお話も頂戴したところでございます。

いずれ現在は、体育館を集約化するのであれば体育館に造るし、そうでなければ別の方法を考えるということで、今段階は基本的方向性の案ということで、かなり間口を広く取って考えているところでございますので、富士大学はじめ関係団体、有識者から、今後もしろい御意見を頂戴しながら検討を進めていきたいと考えております。

○名須川晋委員 早くできるにこしたことはないのですが、そういう可能性もありますし、来年度、富士大学スポーツ健康科学部が創設されるということですから、しっかり連携を図って、まずはそこでその機能を動かしていくというようなことも私は大事だと思います。その検討を今から始めていただきたいと思いますし、まだまだハード施設の整備については費用等々、場所の問題等々が様々あって、恐らく10年後ぐらいになるのかというように思います。やるとすれば、そういうところも含めて検討していただきたいと思います、最後に菊池文化スポーツ部長からコメントをいただきたいと思います。

○菊池文化スポーツ部長 富士大学との連携についてでございますが、確かに富士大学からも一緒にやりたいという話は事務的に伺っておりましたけれども、まだ実際に、富士大学のハード的なものなど、具体の話には至っていない段階でございます。

今回この基本的な方向性の案として出させていただきましたが、最後のところにやはり県としては両体育館の集約化の中での整備を基本とするとしながらも、必要に応じて関係団体との意見交換も十分に図っていきますということとしておりまして、その中には富士大学ですとか、そういったところも想定して必要な連携、意見交換を行っていきたくております。いずれ現状でも、その施設は仮置き施設ですけども、県としてもスポーツ

医・科学のサポート事業は行っておりますので、ハード面、ソフト面含め、富士大学との連携の在り方については、検討してまいりたいと思います。

○佐藤ケイ子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 なければ、以上をもって文化スポーツ部からの報告を終わります。

文化スポーツ部の皆様は退席されて結構です。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営について御相談があります。少々お待ちください。

次回、8月4日に予定しております閉会中の委員会ではありますが、調査項目については令和9年度県立学校の編制についてといたしたいと思います。また、次々回、9月1日に予定しております閉会中の委員会ですけれども、専門高校における産業教育についてといたしたいと思います。

これらに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 異議がないようですので、さよう決定いたしました。

なお、詳細については当職に御一任願います。

おって、継続審査といたしました各件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申出をすることにいたしますので、御了承願います。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の7月の県内東北ブロック調査につきましては、7月14日から15日まで1泊2日の日程で実施いたします。追って通知いたしますので、御参加をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。